

# 湯前町 第6期障害者計画及び 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画

令和6年（2024年）～令和8年（2026年）



令和6年3月

湯前町

## ごあいさつ

日ごろより湯前町の福祉行政にご協力いただき、ありがとうございます。

本町では、令和3年3月に湯前町の障がい者施策全般の方向性を定める「湯前町第5期障害者計画」、国の示す成果目標に関する取組や障がい福祉サービス等の見込量を定める「第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」の両計画を策定し、障がいによって分けへだれられることなく住民一人ひとりを尊重する共生のまちづくりを目指して障がい者福祉やサービスの充実に取り組んでまいりました。

近年、全国的に人口減少や少子高齢化の進行、生活様式の変化などを背景に、住民が抱える課題が多様化し、障がい者についても、支援者や障がい者の高齢化、障がい児等の支援ニーズの多様化など新たな課題が顕在化してきています。

このような状況を踏まえ、国は、障がい者を含むすべての人々が「支え手」「受け手」という関係を超えて地域に参画し、生きがいや地域をともに創る『地域共生社会』の実現を目指すという方向性を示し、市町村に対しても障がい者の地域移行・地域定着や就労のより一層の推進に向けた目標を設定することとしています。

また、本町においては、令和2年7月豪雨災害の教訓にを活かした障がい者等の災害時支援体制の充実や、圏域共同での障がい福祉サービス提供基盤の整備など、障がい者が安心して生活できるまちづくりのより一層の推進が求められます。

本町ではこれらの動向を踏まえ、新たに「湯前町第6期障害者計画及び第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画」を策定いたしました。今後は本計画に基づき、取組を進めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言を賜りました「湯前町障害者推進協議会」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました町民及び関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

湯前町長 長谷 和人

# 目次

第1章 計画の概要	1
1 計画の概要	1
2 計画の位置づけ	6
3 計画の対象者	8
4 計画の期間	9
5 計画策定の体制	9
第2章 湯前町の現状	11
1 人口等の現状	11
2 障がい者等の状況	13
3 障がい児等の状況	18
4 障がい者等アンケート調査結果	20
5 事業所アンケート調査結果	38
第3章 計画の基本的な考え方	41
1 基本理念	41
2 障害者計画の基本目標	42
3 障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的考え	43
4 SDGsの考えを踏まえた障がい者福祉の推進	45
5 計画の推進体制	46
第4章 施策の展開（湯前町障害者計画）	47
基本目標1 健康づくりと障がいの発生予防	47
基本目標2 障がい者の自立と社会参加の実現	49
基本目標3 地域における支援体制の整備	53
基本目標4 障がい者が住みやすいまちづくり	59

第5章 湯前町の障がい福祉サービス等（湯前町障害福祉計画及び障害児福祉計画）	64
1 湯前町の成果目標	64
2 障がい福祉サービスの見込量	73
3 障がい児通所支援等の見込量	81
4 地域生活支援事業の見込量	83
第6章 計画の推進体制	91
1 計画の推進体制	91
2 計画の評価と見直し	92
資料編	93
1 湯前町障害者推進協議会設置条例	93
2 湯前町障害者推進協議会委員名簿	95
3 用語集	96

◆「障がい」の表記について◆

本計画において、「害」の表記については、県の取扱いに準じて、法令等の名称や専門用語である場合を除き、原則として平仮名で記載しています。

# 第1章 計画の概要

## 1 計画の概要

### (1) 計画策定の趣旨

これまで、我が国の障がい保健福祉施策は、障がいのある方が個人の尊厳にふさわしい日常生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目指して、制度を整備してきました。

国は、平成18年度に「障害者自立支援法」を施行し、市町村及び都道府県に対して障害福祉計画の策定を義務づけ、その後平成28年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行により、市町村及び都道府県に対して障害児福祉計画の策定を義務付け、それによりサービスの提供体制を計画的に整備することとしてきました。

また、令和5年3月には「障害者基本法」に基づき政府が講ずる障がい者のための施策の最も基本的な計画である「障害者基本計画（第5次）」を策定しました。計画では、新たにSDGsの考え等が盛り込まれ、目指す社会像の実現のために障がい者の自立及び社会参加の支援を総合的かつ計画的に推進するとしています。

直近の動きとしては、第7期障害福祉計画の策定に向けて、成果目標等に関する指針を示し、地域共生社会の実現のための障がい者の地域移行のより一層の推進などを求めています。


この度、「湯前町第5期障害者計画及び第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」が令和5年度をもって終了するにあたり、障がい者を取り巻く状況の変化や国の動向を踏まえ、湯前町の障がい者福祉施策とサービス提供体制の確保等を円滑に実施するために、「湯前町第6期障害者計画及び第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画」（以下、「本計画」）を策定することとしました。

### 【国の方針 ポイント】

”全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現”

- 障がい者差別の解消
- 地域生活の推進(地域移行・定着、包括的な支援)
- 障がい者の就労の推進

など



**町の現状と  
国の方針を踏まえ  
新たな計画を策定**

## (2) 国の動向

### ①「障害者の権利に関する条約」の批准（平成 26 年 1 月）

障がい者福祉施策の充実が世界的な流れとして進む中、平成 26 年 1 月に障がい者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な条約である「障害者の権利に関する条約」に批准しました。

本条約には、平等・無差別と合理的配慮、意思決定過程における当事者の関与、施設・サービス等の利用の容易さ等の項目について、定められています。

本条約の批准に合わせ、様々な法制度の整備等が行われました。

### ②改正「障害者の雇用の促進等に関する法律（通称：障害者雇用促進法）」一部施行（平成 28 年 4 月）

雇用の分野における障がい者（児）に対する差別の禁止や合理的配慮の提供義務が定められるとともに、法定雇用率の算定基礎の見直しが行われました。

### ③「改正発達障害者支援法」施行（平成 28 年 8 月）

法の目的として、個人としての尊厳に相応しい日常生活・社会生活を営むことができるよう早期発見・発達支援が行われるとともに、支援が切れ目なく行われることなどが盛り込まれました。

そして、国民は、個々の発達障がいの特性に対する理解を深め、自立と社会参加に協力するよう努めること、事業主は、個々の発達障がい者（児）の特性に応じた雇用管理を行うよう努めることなどが定められました。

### ④改正「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（通称：障害者総合支援法）及び児童福祉法」施行（平成 30 年 4 月）

障がい者（児）が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことを目的として定められました。

### ⑤「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（通称：医療的ケア児支援法）」施行（令和 3 年 9 月）

医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止し、安心して子どもを生子、育てることができる社会の実現を目的に、国・地方公共団体に対して、医療的ケア児への支援が義務化されました。

## ⑥「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（通称：障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」施行（令和4年5月）

障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、もって全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として定められました。

具体的には、地方公共団体の責務として、その地域の実情を踏まえ、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を策定し、及び実施する責務を有することなどが定められました。

## ⑦「障害者基本計画（第5次）」策定（令和5年3月）

平成30年3月の「障害者基本計画（第4次）」策定以降の社会動向等を踏まえ、策定されたものであり、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とするものであることを継承しつつ、以下に掲げる社会の実現にも寄与することが期待されるものとして策定されたものです。

- ・「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会
- ・「誰一人取り残さない」というSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）の理念とも軌を一にした、障がいの有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会
- ・デジタルの活用により、国民一人一人の特性やニーズ、希望に即したサービスを選ぶことができ、障がいの有無にかかわらず多様な幸せが実現できる社会
- ・障がい者施策が国民の安全・安心や社会経済の進歩につながるしなやかで豊かな社会

## ⑧改正「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称：障害者差別解消法）」公布（令和3年6月）

平成28年に施行された障害者差別解消法について、障がいを理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、民間事業者の合理的配慮の提供義務を法的義務とするとともに、行政機関相互間の連携の強化等について定められました。（公布後3年以内に施行）

## ⑨第7期障害福祉計画等の策定に向けた国の基本指針

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の策定に向けて、障害福祉計画等の必須記載事項及び成果目標等を定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」）が改正されました。

基本指針では、地域生活への移行の推進や精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築などの第6期までの方針をより一層推し進めることとして、あらたな成果目標・活動指標を定めています。

改正後の基本指針の概要は以下のとおりです。

### 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定に向けた 基本指針改正における主なポイント

<p>基本理念</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援</li> <li>○市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等</li> <li>○入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備</li> <li>○地域共生社会の実現に向けた取組</li> <li>○障がい児の健やかな育成のための発達支援</li> <li>○障がい福祉人材の確保・定着</li> <li>○障がい者の社会参加を支える取組定着</li> </ul>
<p>主な見直し事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援</li> <li>②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</li> <li>③福祉施設から一般就労への移行等</li> <li>④障がい児のサービス提供体制の計画的な構築</li> <li>⑤発達障がい者等支援の一層の充実</li> <li>⑥地域における相談支援体制の充実強化</li> <li>⑦障がい者等に対する虐待の防止</li> <li>⑧「地域共生社会」の実現に向けた取り組み</li> <li>⑨障がい福祉サービスの質の確保</li> <li>⑩障がい福祉人材の確保・定着</li> <li>⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定</li> <li>⑫障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進</li> <li>⑬障がい者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化</li> <li>⑭その他：地方分権提案に対する対応</li> </ul>



### (3) 熊本県の動向

熊本県は令和3年3月に『第6期熊本県障がい者計画「くまもと障がい者プラン」』を、令和6年3月に『熊本県障がい福祉計画（第7期熊本県障がい福祉計画・第3期熊本県障がい児福祉計画）』を策定し、障がい者施策、障がい福祉サービス提供基盤の整備を進めています。

令和5年度からの計画である第4期熊本県地域福祉計画では、地域における支え合い機能の低下、新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮、社会的孤立の深刻化、地域福祉活動の自粛などを現状として挙げています。

それに対し、熊本県独自の取組である「地域の縁がわ」等の取組の更なる推進による地域共生社会の実現や、被災地域コミュニティの形成支援の経験等を活かした包括的な支援体制作りを推進するとしています。

また、計画では県、市町村、地域住民などのそれぞれの役割を掲げており、市町村に対しては、地域福祉計画に基づく地域福祉の推進や、包括的な支援体制作りを求めています。

#### 第6期熊本県障害者計画「くまもと障がい者プラン」

##### 【基本理念】

- 障がいのある人もない人も「ともにいきる」社会
- 自らの選択・決定・参画の実現
- 安心して生き生きと生活できる環境づくり

##### 【施策】

「地域生活支援」、「保健・医療」など8つの分野に分類し、施策を推進。数値目標を設定。

#### 第7期熊本県障がい福祉計画・第3期熊本県障がい児福祉計画

##### 【基本理念】

- (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
- (3) 障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムの実現
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- (6) 障がい福祉人材の確保・定着
- (7) 障がい者の社会参加を支える取組定着
- (8) 災害対策や感染症対策の充実による安心・安全の確保

##### 【計画、障がい福祉サービスに関する事項】

- 区域を設定し、区域ごとにサービス等の見込量を設定。(湯前町は「球磨障がい福祉圏域」)

#### 第4期熊本県地域福祉計画

計画の目指す姿「互いに支え合い、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現  
～誰一人取り残さない持続可能な地域づくりを目指して～」

##### 【施策体系】

I 福祉による地域づくり II 災害にも強い地域福祉の推進 III 地域づくりを支える基盤整備

##### 【障がい者支援に資する事項】

- 市町村の移動支援の取組の後押し
- 成年後見制度利用促進、生活困窮者支援
- 民生委員・児童委員の人材確保
- 市町村の包括的な支援体制整備への支援

## 2 計画の位置づけ

### (1) 計画の法的根拠

本計画は、「障害者基本法」第 11 条の 3 に基づく「市町村障害者計画」、「障害者総合支援法」第 88 条に基づき「市町村障害福祉計画」、「児童福祉法」第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

「市町村障害者福祉計画」は、地域の障がい者の状況を踏まえ、障がい者施策に関する基本的な考え方や方向性を明らかにし、地域における障がい者の現状やニーズを把握し、障がい福祉施策を効果的に推進することを目的とするものです。

「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」は、障がい者（児）が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、障がい者（児）の自立支援、生活支援の観点から障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業など各種サービス等の提供量・提供体制を定める計画です。

計画	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法 第 11 条の 3	障害者総合支援法 第 88 条	児童福祉法 第 33 条の 20
国の指針等	障害者基本計画 (第 5 次)	障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針	
内容	障がい者のための施策に関する基本的な計画	個別の障がい福祉サービス等の提供量・提供体制を定める計画	障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供量・提供体制などを定める計画
	○障がい者福祉施策全般 (療育・地域参加促進 地域の福祉の充実 差別解消・権利擁護等)	○障がい福祉サービスの提供量 ○地域生活支援事業等の提供量 ○障害福祉計画の成果目標	○障がい児通所支援等のサービスの提供量・提供体制 ○障害児福祉計画に関する成果目標

#### 【策定の根拠法】

##### 【障害者基本法】

**第十一条 3** 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

##### 【障害者総合支援法】

**第八十八条** 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

##### 【児童福祉法】

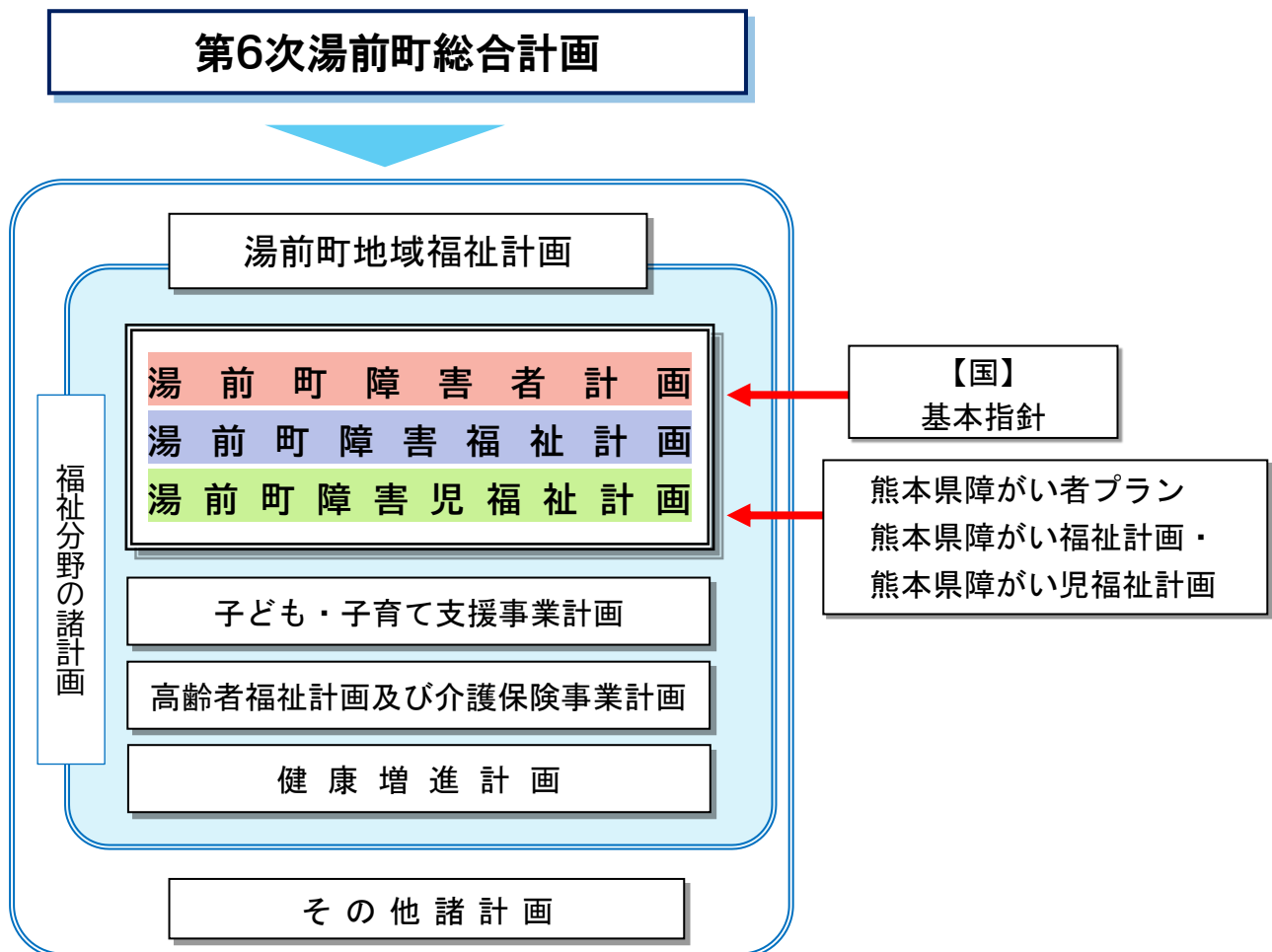
**第三十三条の二十** 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

## (2) 上位計画及び関連計画

本計画は、湯前町の最上位計画である「第6次湯前町総合計画」及び福祉部門の基本計画である「湯前町地域福祉計画」に基づき、障がい者施策及び障がい福祉サービス等の提供体制について定めるものです。

併せて、「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」、「子ども・子育て支援事業計画」等の福祉分野の諸計画及びその他関連計画との整合性を図り計画の策定を行います。

### ◆上位・関連計画



### 3 計画の対象者

本計画の対象となる「障がい者（児）」については、障害者基本法第2条及び障害者総合支援法第4条に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病、高次脳機能障がいその他の心身の機能の障がいがある人であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある方を対象とします。

あわせて、障がい特性等に対する地域全体の更なる理解の促進、家族支援、差別の解消など、町全体への働き掛けも含めた施策を推進します。

- (1) 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者
- (2) 知的障害者福祉法にいう知的障がい者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障がい者
- (4) 児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児
- (5) 治療法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者

#### 【障害者基本法】

**第二条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

#### 【障害者総合支援法】

**第四条** この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条第一項に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である者であつて十八歳以上であるものをいう。

- 2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。
- 3 この法律において「保護者」とは、児童福祉法第六条に規定する保護者をいう。
- 4 この法律において「障害支援区分」とは、障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして主務省令で定める区分をいう。

## 4 計画の期間

「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」は、国の定める基本指針により、計画期間が3年間と定められていることから、「湯前町第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画」の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

また、「湯前町第6期障害者計画」については、法律等による計画期間の定めはありませんが、本町の障がい者施策に関する基本計画としての性格を踏まえ、障害福祉計画及び障害児福祉計画と足並みをそろえることとし、期間を令和6年度～令和8年度の3年間とします。

ただし、社会情勢の変化や計画期間中における取組の進捗状況に応じ、必要が生じた場合は柔軟に見直しを行います。

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
障害者計画		第5期		第6期		第7期			
障害福祉計画		第6期		第7期		第8期			
障害児福祉計画		第2期		第3期		第4期			

## 5 計画策定の体制

### (1) 湯前町障害者施策推進協議会の開催

本町では、湯前町障害者施策推進協議会により、障害福祉計画等の評価等を行っています。本計画策定においても湯前町障害者施策推進協議会を開催し、計画の審議を行います。

#### 【障害者基本法】

**第十一条 6** 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第四項の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

#### 【障害者総合支援法】

**第八十八条 8** 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

**同 9** 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会（以下この項及び第八十九条第八項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

## (2) 障がい者向け調査の実施

本町在住の障がい者及び障がい児等の現在の生活状況や障がい者施策に対する考え、障がい福祉サービス等の利用意向について把握し、計画の基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

調査種別	調査対象	調査期間	調査手法	有効回答数
一般障がい者向け調査	湯前町の18歳以上の全障害者手帳所持者	令和5年9月～10月、12月(追加)	郵送による配付・回収	51.7% (148件/286件)
児童向け調査	湯前町の18歳未満の全障害者手帳所持者及び障がい児通所給付受給者証所持者			54.5% (12件/22件)

## (3) 障がい福祉サービス等事業所調査の実施

本町在住の障がい者及び障がい児等が利用する障がい福祉サービス等事業所に対し、サービスの利用ニーズや今後の事業計画等について伺い、計画の基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

調査種別	調査対象	調査期間	調査手法	有効回答数
障がい福祉サービス事業所調査	湯前町の障がい者及び障がい児等が利用する障がい福祉サービス等事業所	令和5年9月～10月	郵送による配付・回収	58.3% (14件/24件)

## 第2章 湯前町の現状

### 1 人口等の現状

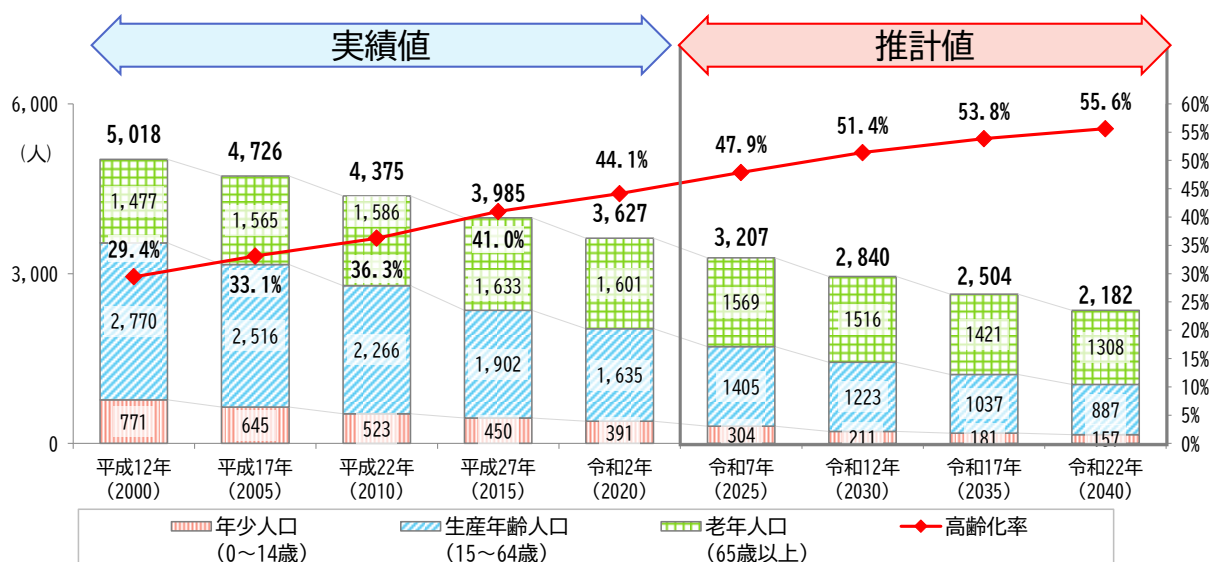
#### (1) 年齢3区分別人口の推移

湯前町の人口は年々減少しており、令和2年は3,627人となっています。

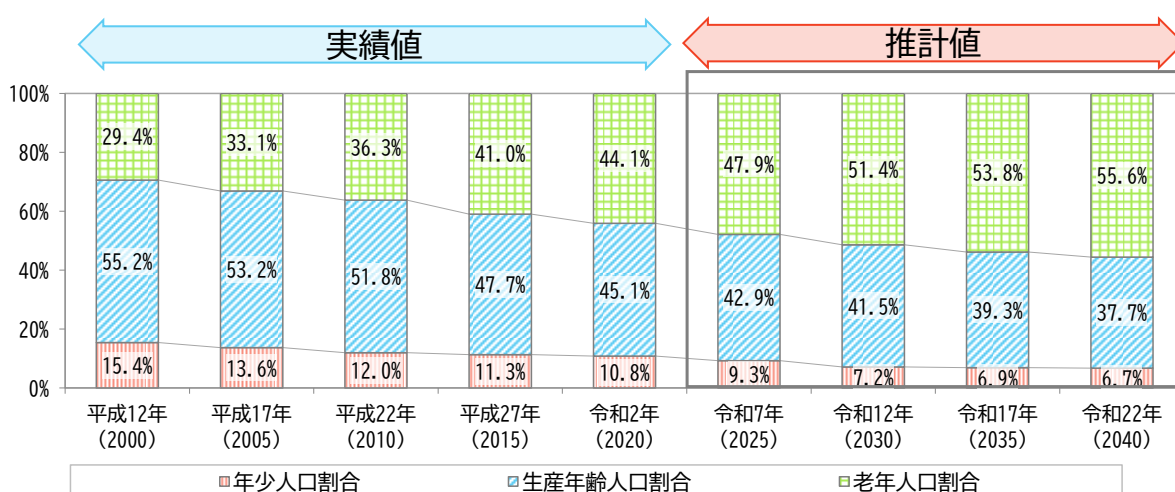
また、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、今後も人口は減少し、令和7年(2025年)には3,207人、令和22年(2040年)には2,182人になると予測されています。

人口割合についてみると、老年人口割合(65歳以上)が増加、生産年齢人口割合(15~64歳)と年少人口割合(14歳未満)が減少となっています。

■年齢3区分別人口の推移



■年齢3区分別人口割合の推移



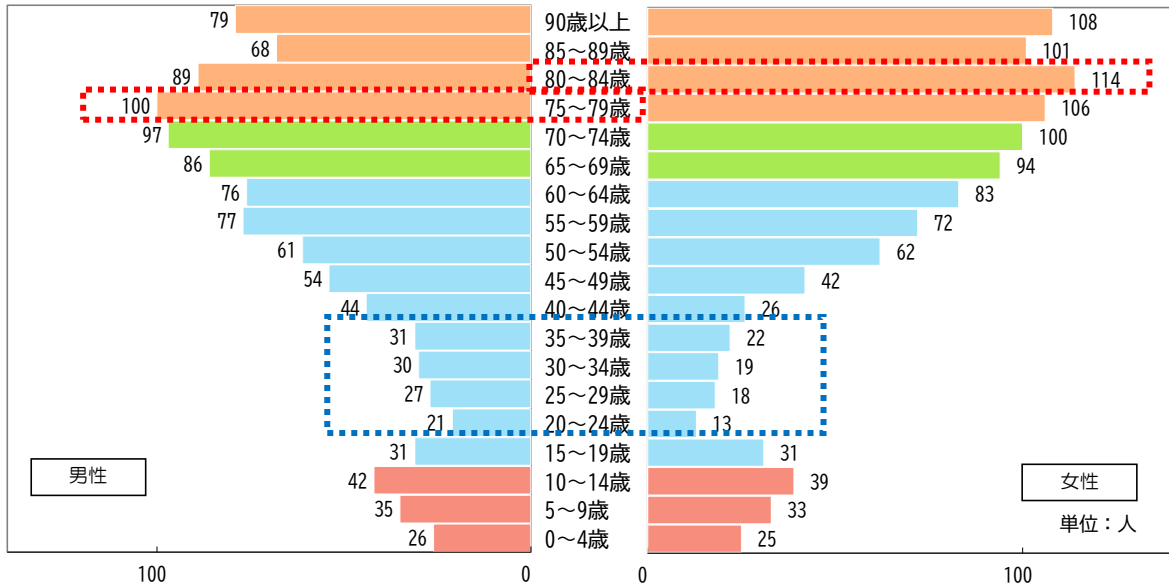
資料：平成12年～令和2年は「国勢調査」総務省、

令和7年以降は「将来推計人口(令和5年)」国立社会保障・人口問題研究所

## (2) 年齢5歳階級別人口の状況

年齢5歳階級別人口は、男性では75～79歳の層が、女性では80～84歳の層が、それぞれ最も高くなっています。

また、若い働き手にあたる20～39歳の層は男女ともに40人未満となっています。



資料：「令和2年国勢調査」総務省





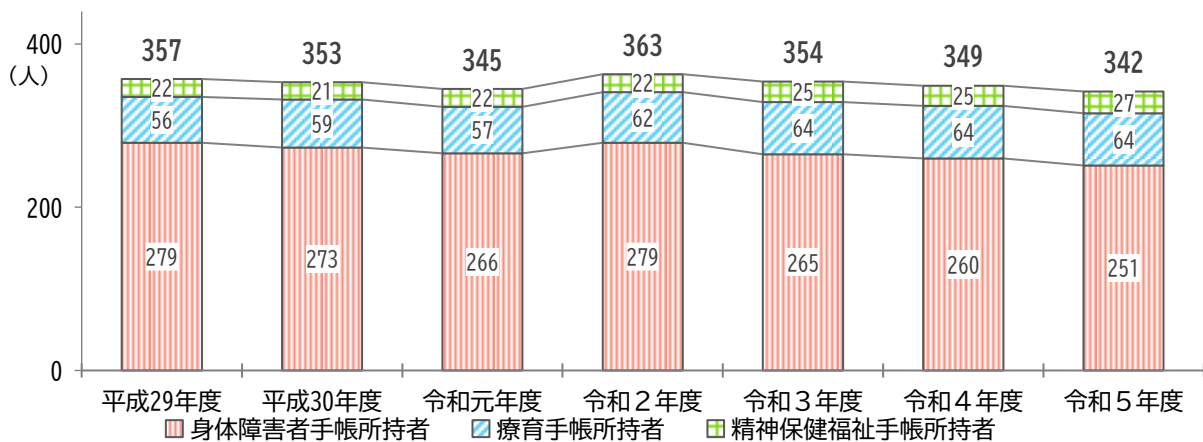
## 2 障がい者等の状況

### (1) 各手帳所持者数の推移

手帳所持者数合計は 340～360 人台で推移しており、令和 5 年度は 342 人となっています。

内訳をみると、身体障害者手帳所持者は減少し、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は増加しています。

療育手帳所持者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数の増加は、障がいへの理解が進み、手帳を取得する人が増えたことが原因の 1 つであると考えられます。



		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
所持者数合計 (人)		357	353	345	363	354	349	342
身体障害者 手帳	所持者数 (人)	279	273	266	279	265	260	251
	構成比 (%)	78.2%	77.3%	77.1%	76.9%	74.9%	74.5%	73.4%
療育手帳	所持者数 (人)	56	59	57	62	64	64	64
	構成比 (%)	15.7%	16.7%	16.5%	17.1%	18.1%	18.3%	18.7%
精神障害者 保健福祉 手帳	所持者数 (人)	22	21	22	22	25	25	27
	構成比 (%)	6.2%	5.9%	6.4%	6.1%	7.1%	7.2%	7.9%

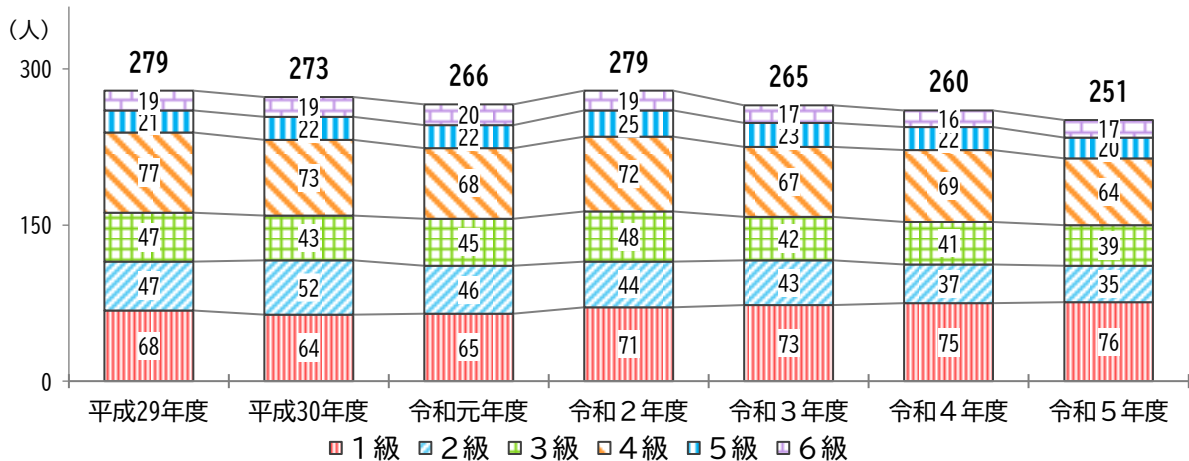
資料：保健福祉課（各年度 4 月 1 日現在）

## (2) 身体障害者手帳所持者の状況

障害程度等級別でみると、1級は増加、その他の5区分は減少しています。

1級は平成29年度比で8人増加しており、構成比でみると身体障害者手帳所持者全体の30.1%（76人/251人）を占めています。

障がい種別でみると、視覚障がい、内部障がいを有する人の数が増加しています。



		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
合計		279	273	266	279	265	260	251
障害程度等級別	1級	68	64	65	71	73	75	76
	2級	47	52	46	44	43	37	35
	3級	47	43	45	48	42	41	39
	4級	77	73	68	72	67	69	64
	5級	21	22	22	25	23	22	20
	6級	19	19	20	19	17	16	17
障がい種別	視覚障がい	15	17	17	17	17	15	16
	聴覚・ 平衡機能障がい	27	25	24	24	23	20	20
	音声・言語・ そしゃく機能障がい	3	2	2	2	1	1	1
	肢体不自由	155	152	144	155	144	139	131
	内部障がい	79	77	79	81	80	85	83

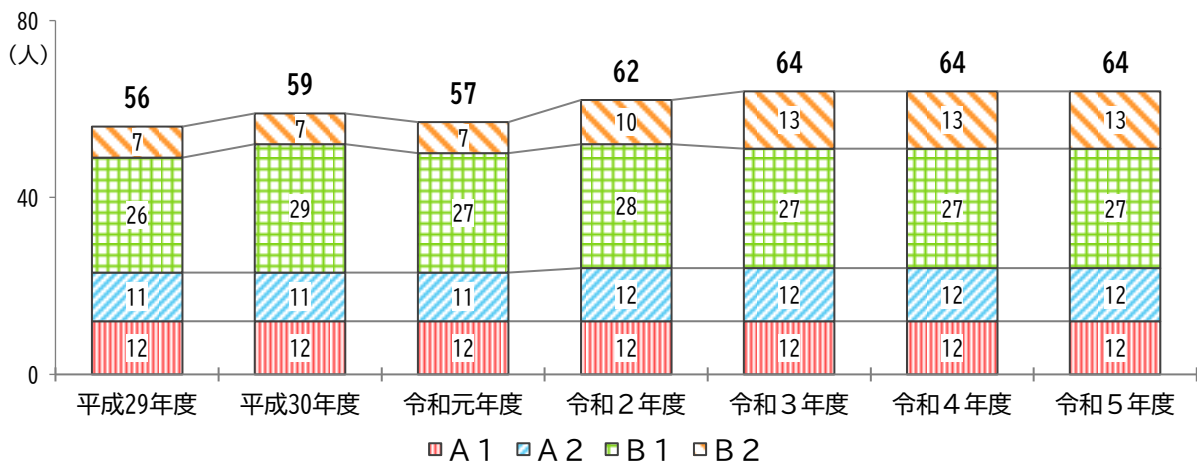
資料：保健福祉課（各年度4月1日現在）

### (3) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数は増加傾向にあり、障害程度別で見ると、A1、A2、B1は令和5年度時点で平成29年度比で大きな変化は見られないのに対し、B2は13人となっており6人(85.7%)増加しています。

知的障がいや療育への理解が進んだことで、これまで手帳を所持していなかった方も認定を受けて所持するようになり、比較的度が軽いB2の方が増加したものと考えられます。

年齢別で見ると、18歳以上の所持者数が増加していることから、療育手帳所持者の就労等の日中活動に関する支援や、親亡き後や高齢の療育手帳所持者の権利擁護に関する取組が重要となります。



		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
合計		56	59	57	62	64	64	64
障害 程度 別	A1	12	12	12	12	12	12	12
	A2	11	11	11	12	12	12	12
	B1	26	29	27	28	27	27	27
	B2	7	7	7	10	13	13	13
年齢 別	18歳未満	4	5	6	8	10	7	5
	18歳以上	52	54	51	54	54	57	59

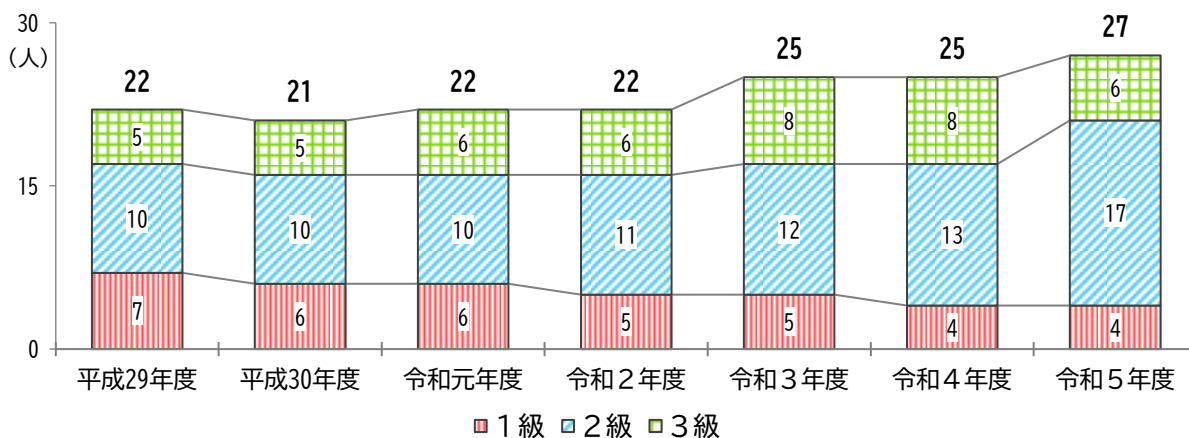
資料：保健福祉課（各年度4月1日現在）

#### (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

##### ①精神障害者保健福祉手帳所持者数

障害等級別で見ると、1級は減少、2級と3級は増加しています。

特に2級は17人となっており平成29年度比で7人(70.0%)増加しています。



		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
合計		22	21	22	22	25	25	27
障害 等級 別	1級	7	6	6	5	5	4	4
	2級	10	10	10	11	12	13	17
	3級	5	5	6	6	8	8	6
年 齢 別	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	22	21	22	22	25	25	27

資料：保健福祉課（各年度4月1日現在）

##### ②自立支援医療（精神通院医療）受給者数

自立支援医療（精神通院医療）受給者数は増加傾向にあり、令和5年度は64人となっており平成29年度比で19人(42.2%)増加しています。

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
受給対象者（人）	45	44	54	58	65	62	64

資料：保健福祉課（各年度4月1日現在）

## (5) 難病患者数の状況

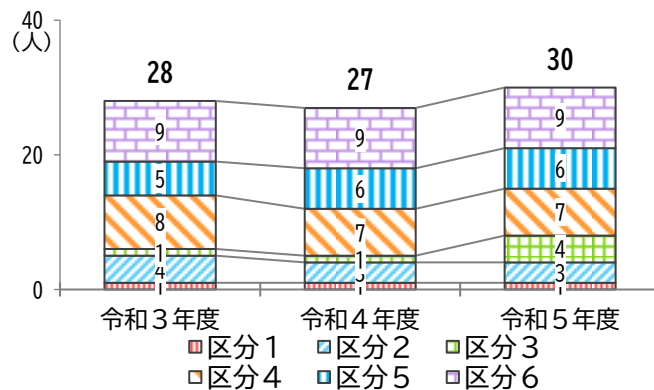
難病患者数はおおむね 30 人台で推移しており、令和 5 年度は 36 人となっています。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
合計 (人)	38	30	28	34	34	31	36
指定難病医療 受給対象者 (人)	32	26	26	32	34	31	36
小児慢性特定疾患医 療給付数 (人)	6	4	2	2	2	3	3

資料：保健福祉課（各年度 4 月 1 日現在）

## (6) 障害支援区分認定者数の状況

障害支援区分認定者数は、令和 5 年度は 30 人と増加しています。区分 6 が 9 人、区分 5 が 6 人、区分 4 が 7 人となっており、区分 4～6 の人が全体の 7 割を占めています。



		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
低い	区分 1	1	1	1
	区分 2	4	3	3
	区分 3	1	1	4
	区分 4	8	7	7
	区分 5	5	6	6
高い	区分 6	9	9	9
合計		28	27	30

資料：保健福祉課（各年度 4 月 1 日現在）

### 3 障がい児等の状況

#### (1) 障害児通所給付受給者証の所持者数

障害児通所受給者証所持者数は減少傾向にあり、令和5年度は21人となっています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児通所受給者証所持者数（人）	28	22	21

資料：保健福祉課（各年度4月1日現在）

#### (2) 特別支援学級の児童生徒数

特別支援学級の児童生徒数は、令和元年度から令和4年度は30人台で推移していましたが、令和5年度は23人と大きく減少しています。

		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
合計（人）		25	28	30	34	36	32	23
内 訳	小学生（人）	17	20	21	26	29	27	20
	中学生（人）	8	8	9	8	7	5	3

資料：教育課（各年度4月1日時点）

#### (3) 特別支援学校に通う児童生徒数

特別支援学校に通う児童生徒数は、令和3年度以降1人となっています。

		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
合計（人）		3	3	3	3	1	1	1
内 訳	小学生（人）	1	1	1	1	0	0	0
	中学生（人）	2	1	0	0	1	1	1
	高校生（人）	0	1	2	2	0	0	0

資料：教育課（各年度4月1日時点）

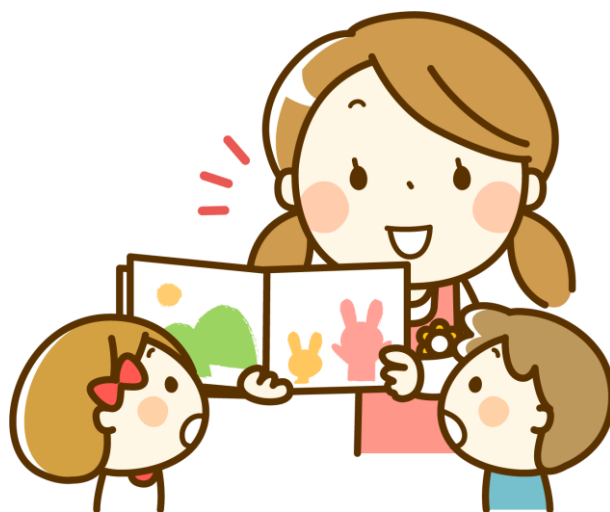
#### (4) 認定こども園等の障がい児等の受け入れ状況

認定こども園等の障がい児等の受け入れ人数は、令和3年度以降2人で推移しており、令和5年度の受け入れ施設数は1施設となっています。

		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	R5受入 施設数
合計（人）		17	9	5	5	7	3	3	2
内訳	保育所（人）	5	5	3	3	5	1	1	1
	認定こども園（人）	12	4	2	2	2	2	2	1

※認定こども園等に通う障害児通所受給者証所持者数

資料：保健福祉課（各年度4月1日時点）



## 4 障がい者等アンケート調査結果

### (1) 障がい者向け調査

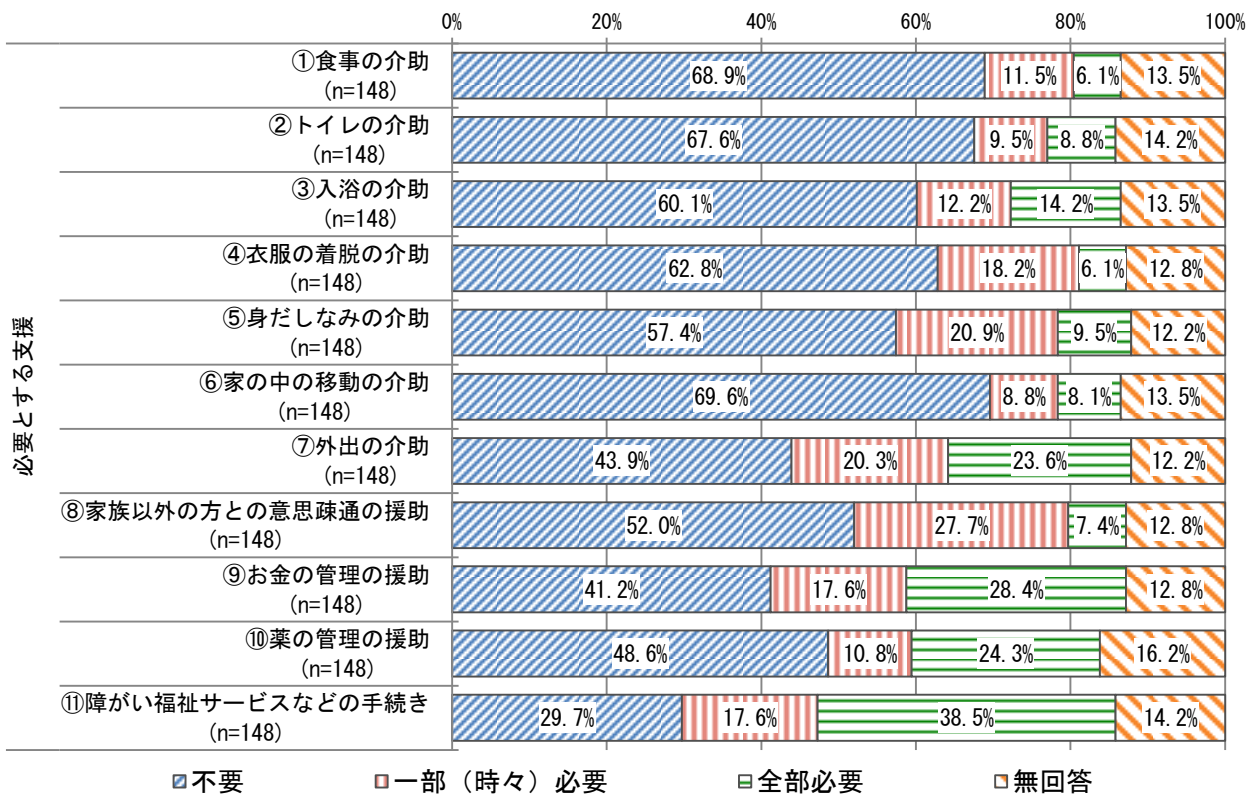
#### ①日常生活の中での支援

日常生活で必要とする支援については、支援が「不要」とする回答は「⑥家の中の移動の介助」が69.6%と最も高く、次いで「①食事の介助」が68.9%、「②トイレの介助」が67.6%となっています。

支援が「一部（時々）必要」と「全部必要」の合計についてみると、「⑪障がい福祉サービスなどの手続き」が56.1%と最も高く、ついで「⑨お金の管理の援助」が46.0%、「⑧家族以外の方との意思疎通の援助」と「⑩薬の管理の援助」がそれぞれ35.1%となっています。

支援が必要な人を支援してくれる人については、「ホームヘルパーや施設の職員」が34.0%と最も高く、次いで「子ども・子どもの配偶者」が33.0%、「配偶者（夫または妻）」が21.3%となっています。（グラフ省略）

#### ■日常生活で必要とする支援



#### ■「一部（時々）必要」と「全部必要」の合計

①食事の介助	②トイレの介助	③入浴の介助	④衣服の着脱の介助	⑤身だしなみの介助	⑥家の中の移動の介助
17.7%	18.3%	26.4%	24.3%	30.4%	16.7%
⑦外出の介助	⑧家族以外の方との意思疎通の援助	⑨お金の管理の援助	⑩薬の管理の援助	⑪障がい福祉サービスなどの手続き	
23.9%	35.1%	46.0%	35.1%	56.1%	

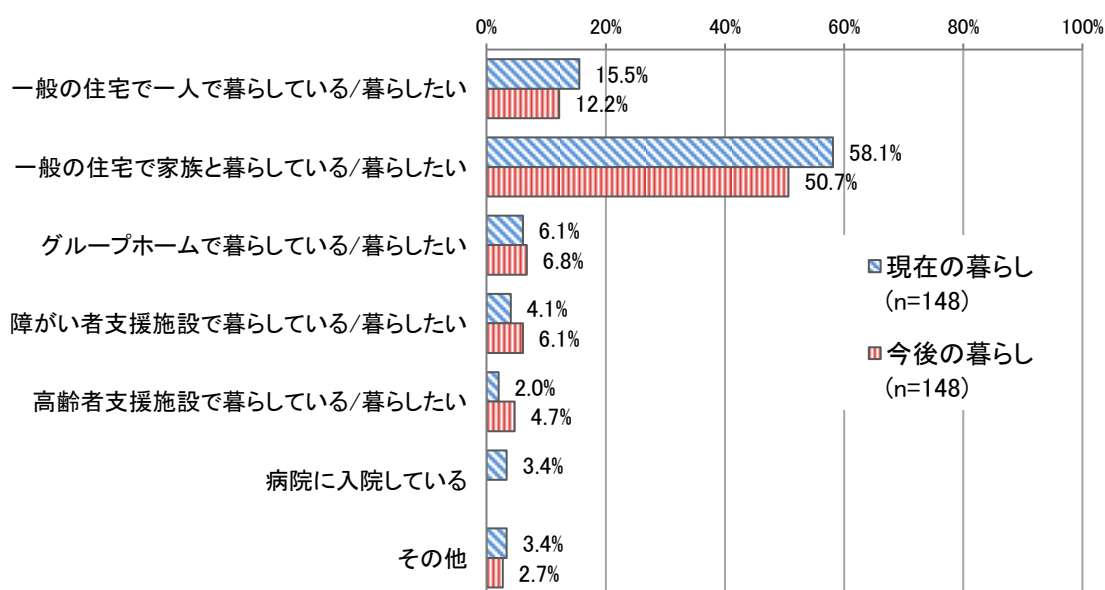


## ②住まいや暮らしについて

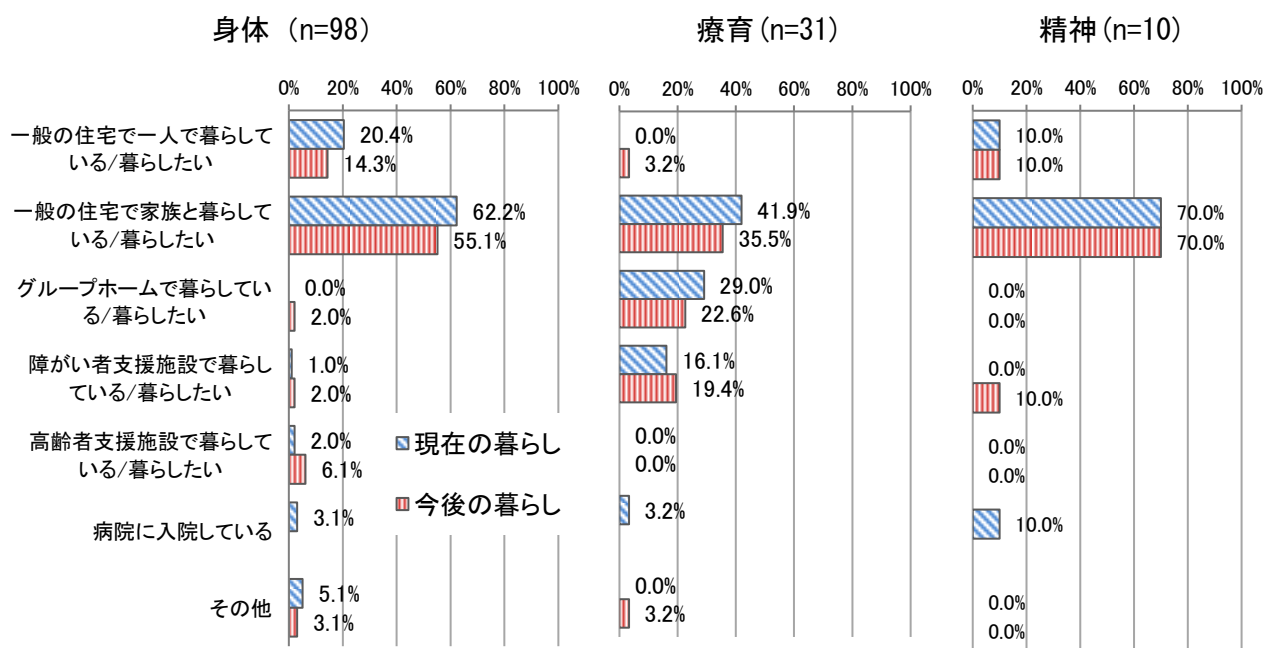
現在の暮らし方と今後3年間の希望する暮らし方については、現在と今後の両方で「一般の住宅で家族と暮らしている/暮らしたい」が最も高く、次いで「一般の住宅で一人で暮らしている/暮らしたい」となっています。

手帳種別でみると、全ての手帳種で「一般の住宅で家族と暮らしている/暮らしたい」が最も高くなっています。また、療育手帳所持者（以下「療育」）では「グループホームで暮らしている/暮らしたい」についても2割台と他の手帳種と比較して高くなっています。

### ■現在の暮らし方と今後3年間の希望する暮らし方



### ■現在の暮らし方と今後3年間の希望する暮らし方（手帳種別）



希望する暮らしを送るために必要な支援については、「経済的な負担の軽減」が30.4%と最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が25.7%、「特にない」が24.3%となっています。

手帳種別でみると、全ての手帳種で「経済的な負担の軽減」が最も高くなっています。

■希望する暮らしを送るために必要な支援

選択肢	回答数	割合	<複数回答>
サンプル数	148	100.0%	0% 20% 40% 60% 80% 100%
経済的な負担の軽減	45	30.4%	30.4%
必要な在宅サービスが適切に利用できること	38	25.7%	25.7%
在宅で医療的ケアなどが適切に得られること	34	23.0%	23.0%
相談対応などの充実	22	14.9%	14.9%
障がい者に適した住居の確保	21	14.2%	14.2%
コミュニケーションについての支援	14	9.5%	9.5%
地域住民などの理解	13	8.8%	8.8%
生活訓練などの充実	9	6.1%	6.1%
その他	3	2.0%	2.0%
特にない	36	24.3%	24.3%
無回答	33	22.3%	22.3%

■希望する暮らしを送るために必要な支援（手帳種別1位）

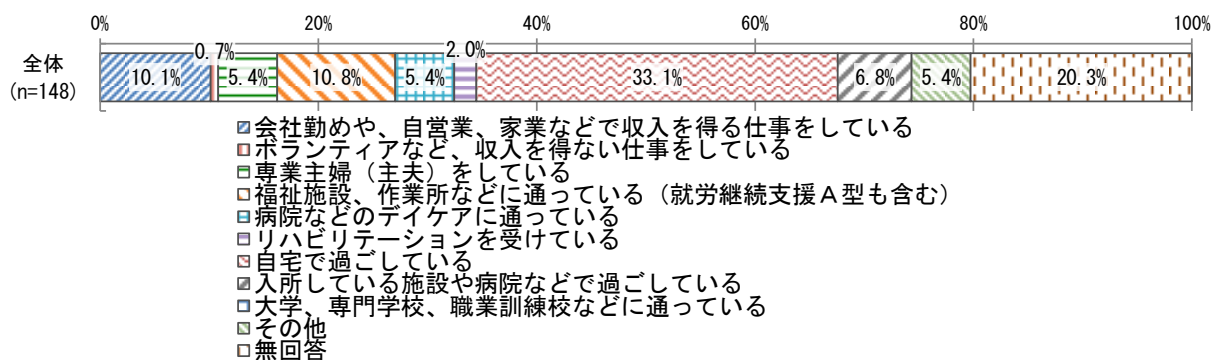
身体(n=98)	療育(n=31)	精神(n=10)
経済的な負担の軽減	経済的な負担の軽減	経済的な負担の軽減

③日中の過ごし方と就労状況

平日日中の過ごし方については、「自宅で過ごしている」が33.1%と最も高く、次いで「福祉施設、作業所などに通っている（就労継続支援A型も含む）」が10.8%、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」が10.1%となっています。

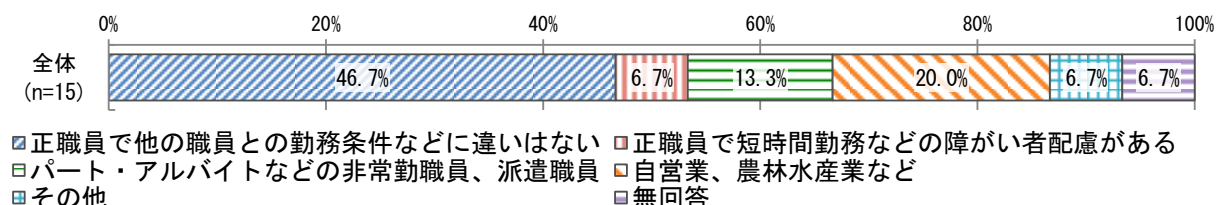
手帳種別でみると、身体と精神では「自宅で過ごしている」が、療育では「福祉施設、作業所などに通っている（就労継続支援A型も含む）」が、それぞれ最も高くなっています。（グラフ省略）

■平日日中の過ごし方



就労形態については、「正職員で他の職員との勤務条件などに違いはない」が46.7%と最も高く、次いで「自営業、農林水産業など」が20.0%、「パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員」が13.3%となっています。

■就労形態（「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」と回答した方のみ）

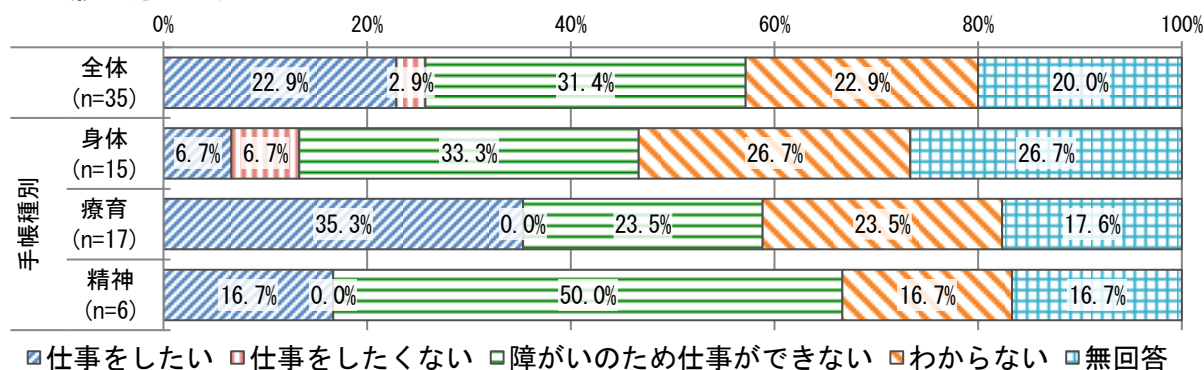


現在就労していない18～64歳の方の就労意向については、「仕事をしたい」が22.9%、「仕事をしたくない」が2.9%、「障がいのため仕事ができない」が31.4%、「わからない」が22.9%となっています。

手帳種別でみると、「仕事をしたい」について身体で6.7%、療育で35.3%、精神で16.7%と、療育で他の手帳種と比較して高くなっています。

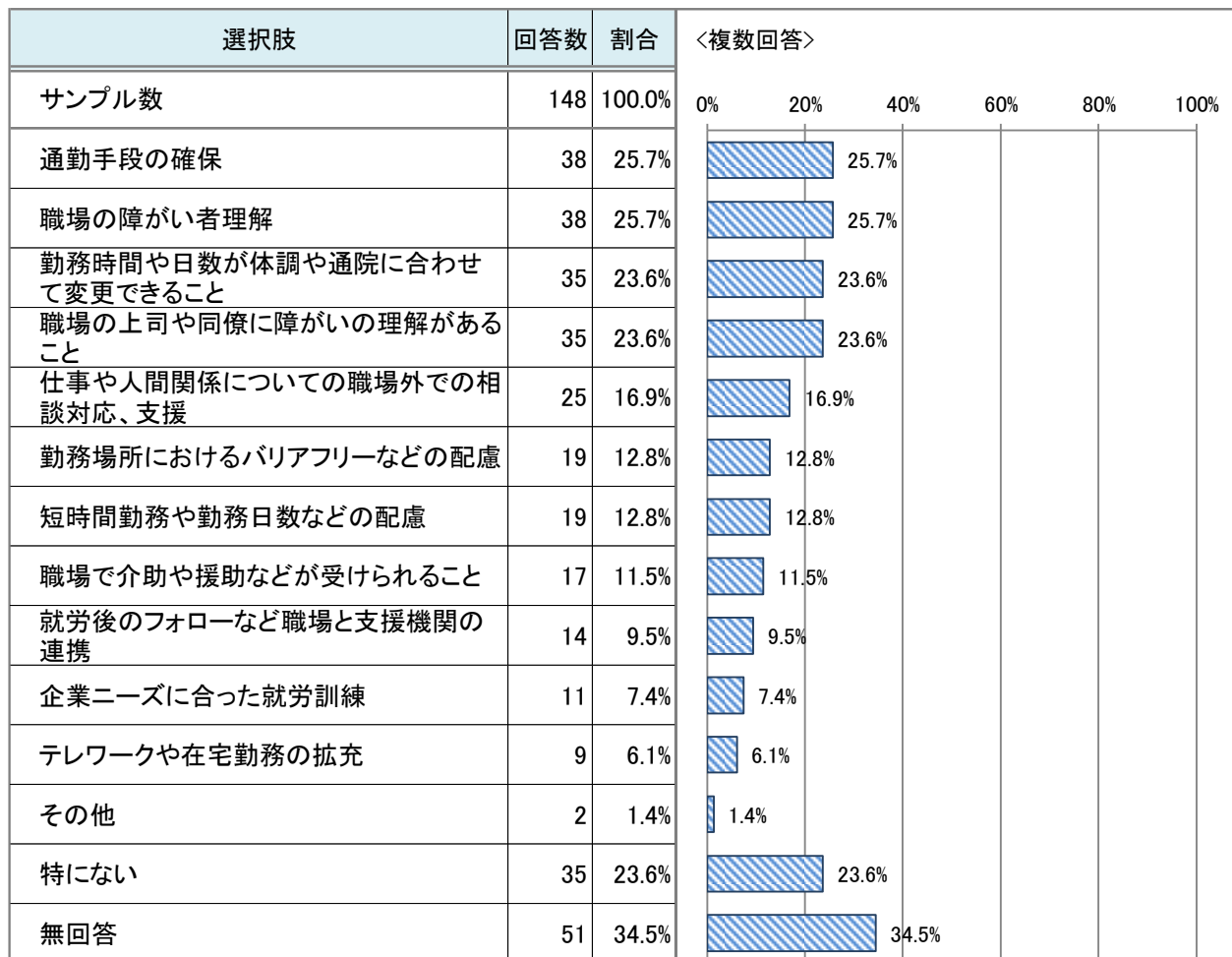
また、「仕事をしたくない」、「障がいのため仕事ができない」と回答した方のその理由については、「病気・障がいが重い」が58.3%と最も高く、次いで「自分にあった仕事がない」が33.3%、「通勤の手段がない」が25.0%となっています。（グラフ省略）

■就労意向（「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」以外を回答した18～64歳の方のみ）



障がい者の就労支援として必要なことについては、「通勤手段の確保」と「職場の障がい者理解」が25.7%と最も高く、次いで「勤務時間や日数が体調や通院に合わせて変更できること」と「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」と「特にない」が23.6%となっています。

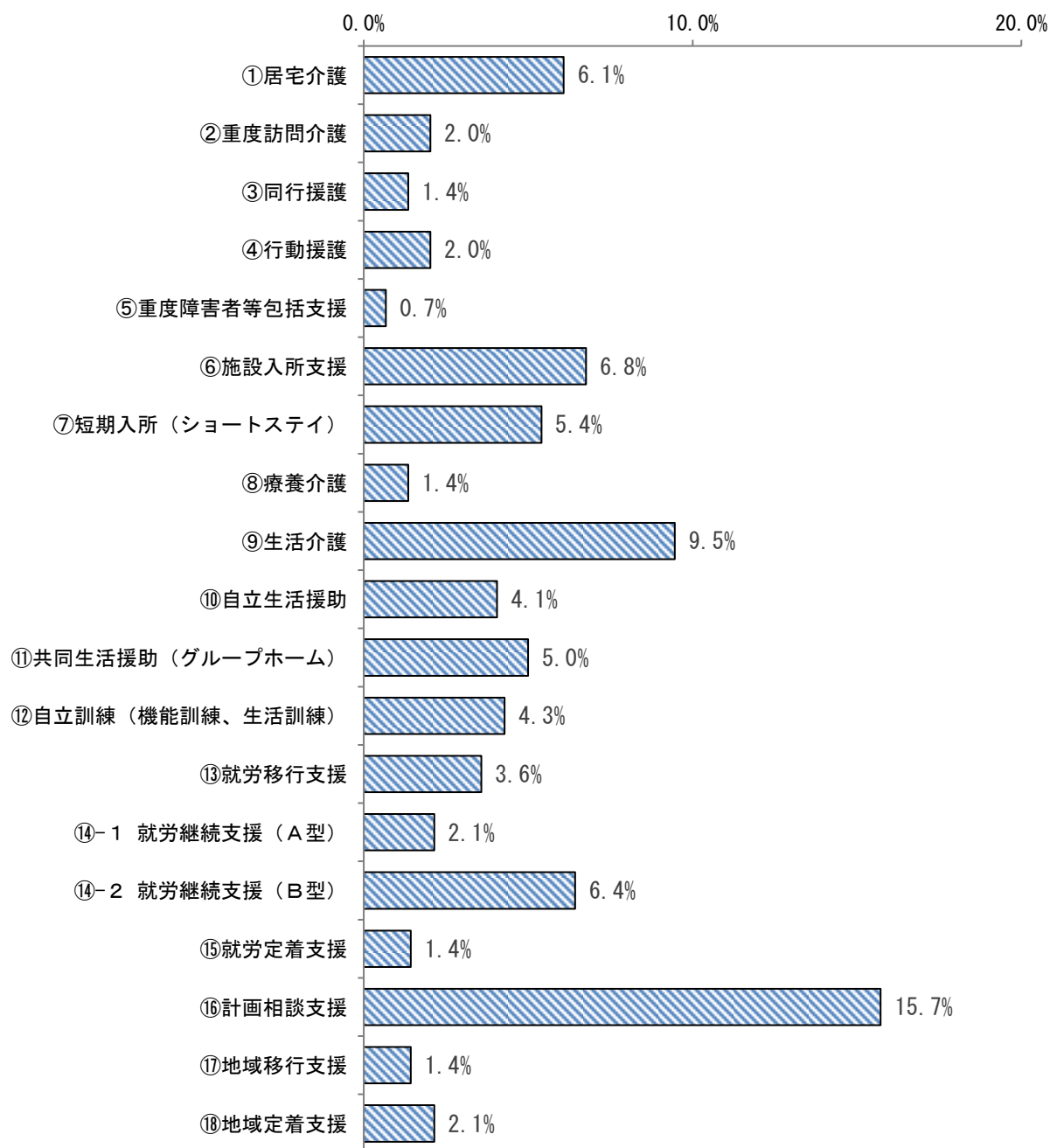
■障がい者の就労支援として必要なこと



## ④障がい福祉サービスの利用

現在のサービス利用については、「⑩計画相談支援」が15.7%と最も高く、次いで「⑨生活介護」が9.5%、「⑥施設入所支援」が6.8%となっています。

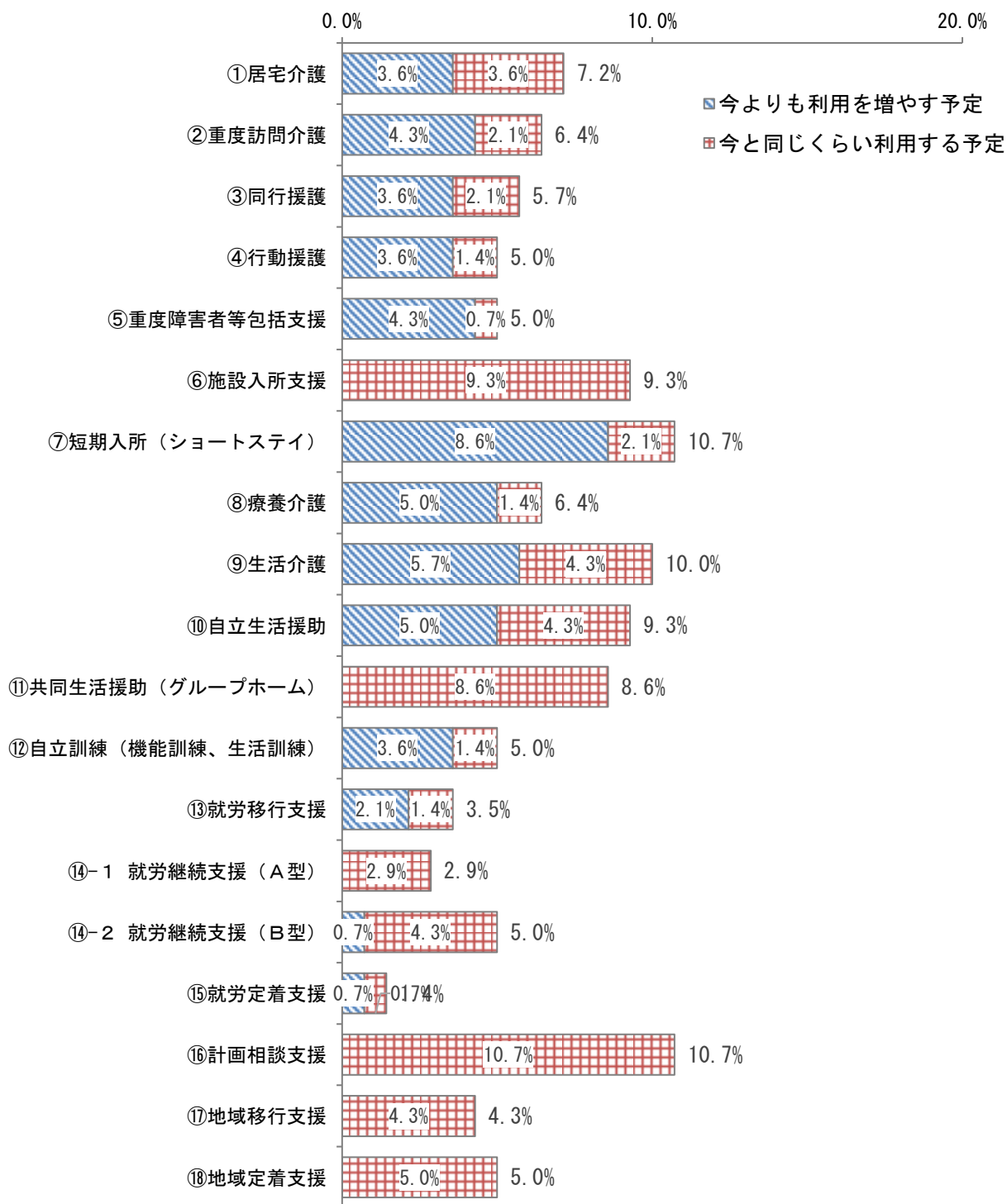
### ■現在のサービス利用（n=148）



今後3年間の利用意向については、『今よりも利用を増やす予定』について「⑦短期入所（ショートステイ）」が8.6%、『今と同じくらい利用する予定』について「⑩計画相談支援」が10.7%と、それぞれ最も高くなっています。

『今よりも利用を増やす予定』と『今と同じくらい利用する予定』の合計についてみると、「⑦短期入所（ショートステイ）」と「⑩計画相談支援」が10.7%と最も高く、次いで「⑨生活介護」が10.0%、「⑥施設入所支援」と「⑩自立生活援助」が9.3%となっています。

■ 今後3年間の利用意向 (n=148)

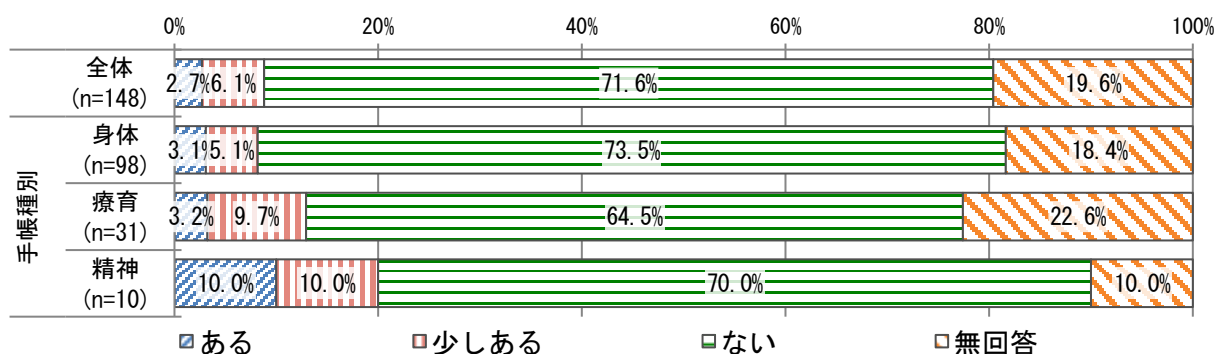


## ⑤権利擁護について

障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験については、「ある」が2.7%、「少しある」が6.1%、「ない」が71.6%となっています。

「ある」と「少しある」の合計についてみると、身体で8.2%、療育で12.9%、精神で20.0%と、療育と精神が身体よりも高くなっています。

### ■障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験

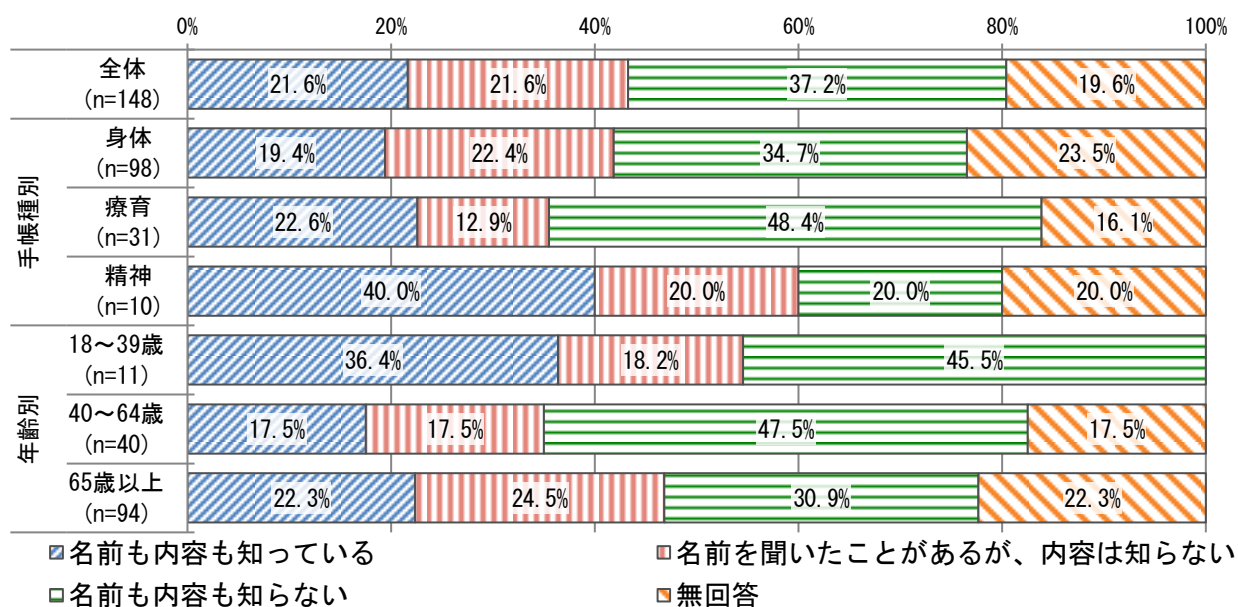


### ■「ある」と「少しある」の合計

全体	身体	療育	精神
8.8%	8.2%	12.9%	20.0%

成年後見制度の認知度については、「名前も内容も知っている」と「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」がそれぞれ21.6%、「名前も内容も知らない」が37.2%となっています。

### ■成年後見制度の認知度

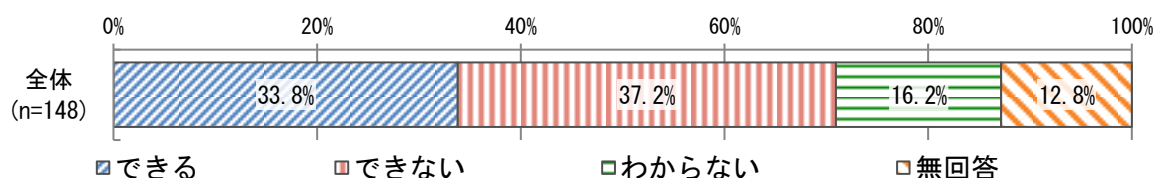


## ⑥災害時の避難等について

一人での避難の可否については、「できる」が33.8%、「できない」が37.2%、「わからない」が16.2%となっています。

手帳種別で見ると、精神で「わからない」が50.0%と他の手帳種と比較して高くなっています。

### ■一人での避難の可否



### ■「できない」、「わからない」の割合（手帳種別）

	身体(n=98)	療育 (n=31)	精神 (n=10)
できない	38.8%	32.3%	20.0%
わからない	14.3%	12.9%	50.0%

一人で避難できない理由については、「支援者・介助者がいないと移動できない」が74.5%と最も高く、次いで「一人で判断や行動することが難しい」が61.8%、「避難についての情報が把握できない」が25.5%となっています。

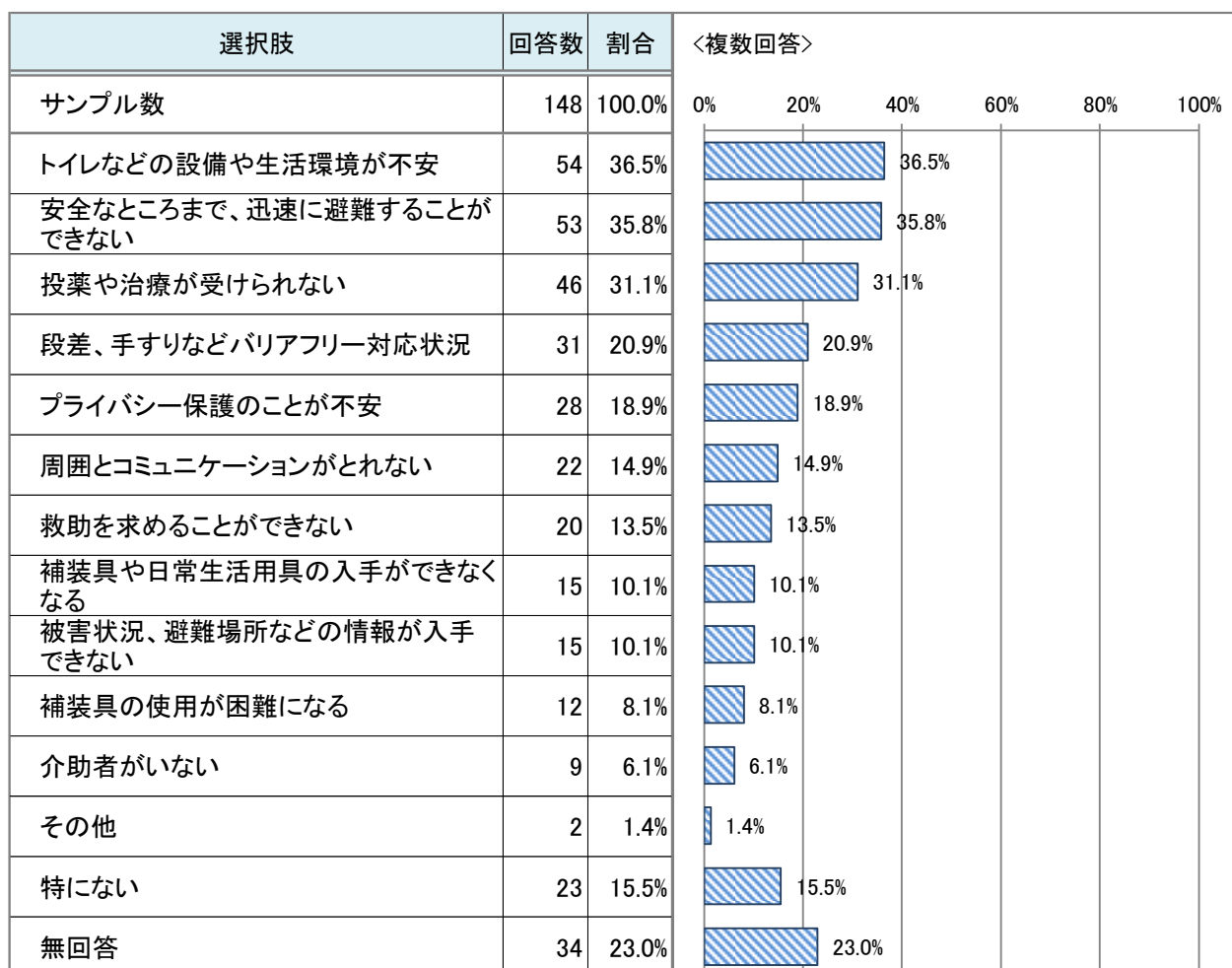
### ■一人で避難できない理由（「できない」と回答した方のみ）

選択肢	回答数	割合	<複数回答>
サンプル数	55	100.0%	
支援者・介助者がいないと移動できない	41	74.5%	74.5%
一人で判断や行動することが難しい	34	61.8%	61.8%
避難についての情報が把握できない	14	25.5%	25.5%
避難場所がわからないため	11	20.0%	20.0%
パニックを起こしてしまうため	8	14.5%	14.5%
その他	1	1.8%	1.8%
無回答	1	1.8%	1.8%



災害時に困ることについては、「トイレなどの設備や生活環境が不安」が36.5%と最も高く、次いで「安全なところまで、迅速に避難することができない」が35.8%、「投薬や治療が受けられない」が31.1%となっています。

## ■災害時に困ること



## ⑦障がい者福祉に関する情報源や支援策について

障がいや福祉サービスなどに関する情報源については、「家族や親せき、友人・知人」が35.1%と最も高く、次いで「新聞記事、テレビのニュース、本など」が32.4%、「行政機関の広報誌」が23.6%となっています。「行政機関の広報誌」について年齢別でみると、18～39歳で9.1%、40～64歳で42.5%、65歳以上で31.9%と年齢によって差があります。(グラフ省略)

また、公助関連の事項として「行政の相談窓口」は8.1%、「民生委員・児童委員」は6.1%となっています。(グラフ省略)

障がい者にとって暮らしよいまちづくりに必要なことについては、「外出時の移動支援サービスを充実すること」が29.1%と最も高く、次いで「障がいのある人の働く場の確保や就労の定着を図ること」が23.6%、「ホームヘルパーの派遣など在宅生活支援サービスを充実すること」が20.9%となっています。

手帳種別でみると、身体で「外出時の移動支援サービスを充実すること」が、療育で「障がいのある人の働く場の確保や就労の定着を図ること」が、精神で「各種相談事業を充実すること」と「障がいのある人の働く場の確保や就労の定着を図ること」が、それぞれ最も高くなっています。

### ■障がい者にとって暮らしよいまちづくりに必要なこと

選択肢	回答数	割合	＜複数回答＞
サンプル数	148	100.0%	0% 20% 40% 60% 80% 100%
外出時の移動支援サービスを充実すること	43	29.1%	29.1%
障がいのある人の働く場の確保や就労の定着を図ること	35	23.6%	23.6%
ホームヘルパーの派遣など在宅生活支援サービスを充実すること	31	20.9%	20.9%
各種相談事業を充実すること	30	20.3%	20.3%
障がいのある人の自立生活を目指した取り組みが、家庭・学校・地域で行われること	22	14.9%	14.9%
障がいのある人が住居を確保しやすくすること	19	12.8%	12.8%
利用契約できる通所施設を整備すること	19	12.8%	12.8%
障がいのある人や子どもに対する暴力や差別をなくすこと	18	12.2%	12.2%
障がいのある人や子どもが受診しやすい医療体制を充実すること	18	12.2%	12.2%
補装具・日常生活用具を給付すること	15	10.1%	10.1%
権利を守るための制度を充実すること	13	8.8%	8.8%
障がいのある人や子どものための短期入所を充実すること	12	8.1%	8.1%
グループホームを充実すること	10	6.8%	6.8%
視覚・聴覚などの障がいに配慮した情報提供を充実すること	9	6.1%	6.1%
その他	3	2.0%	2.0%
わからない	23	15.5%	15.5%
特にない	8	5.4%	5.4%
無回答	34	23.0%	23.0%

### ■「特にない」「分からない」を除く手帳種別1位

身体(n=98)	療育 (n=31)	精神 (n=10)
外出時の移動支援サービスを充実すること	障がいのある人の働く場の確保や就労の定着を図ること	各種相談事業を充実すること 障がいのある人の働く場の確保や就労の定着を図ること (同順)

## (2) 障がい児向け調査

### ①児童の発育・発達に関する状況

発育・発達に関することが気になり始めた時期は、「0歳～2歳」が41.7%、「3歳～5歳」が58.3%となっています。(グラフ省略)

発育・発達に関することが気になり始めたきっかけは、「幼稚園、保育園、学校の教師などから話があった」が58.3%と最も高く、次いで「家族が気付いた」と「定期健診(乳幼児健康診査)で話があった」が41.7%、「病院で医師から話があった」が8.3%となっています。(グラフ省略)

### ②医療の状況

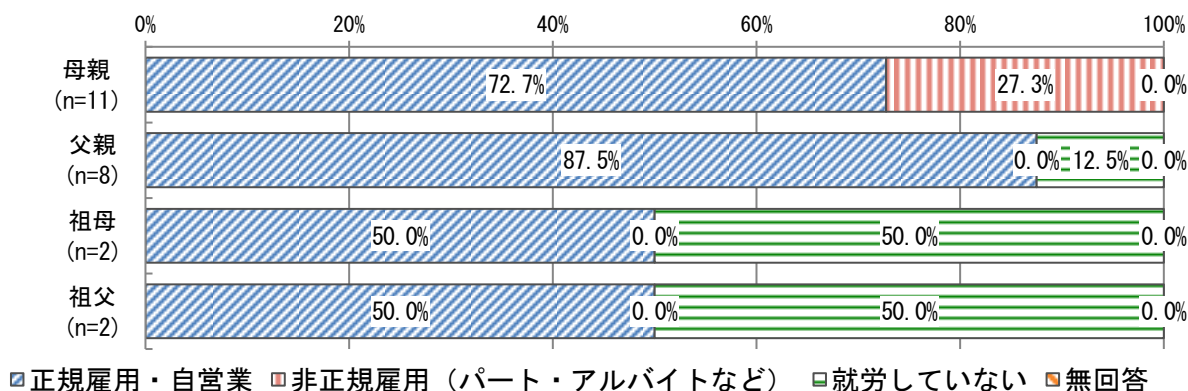
障がいに関しての定期的な通院・往診については、「定期的に通院している または往診を受けている」が41.7%、「特定科を不定期で必要に応じて受診している」が16.7%、「あまり受診することはない または医者にかかっていない」が41.7%となっています。(グラフ省略)

児童の医療について困っていることについては、「専門的な治療を行う医療機関が少なく、診療予約がとりにくい」が41.7%と最も高く、次いで「専門的な治療を行っている医療機関が身近にない」と「特にない」が33.3%、「近所に診てくれる医師がいない」が25.0%となっています。(グラフ省略)

### ③家族や生活の状況

回答件数12件中11件で母親と、8件で父親と同居しており、同居している家族の就労状況についてみると、母親は「正規雇用・自営業」が72.7%、「非正規雇用(パート・アルバイトなど)」が27.3%、父親は「正規雇用・自営業」が87.5%、「就労していない」が12.5%となっています。

#### ■同居している家族の就労状況

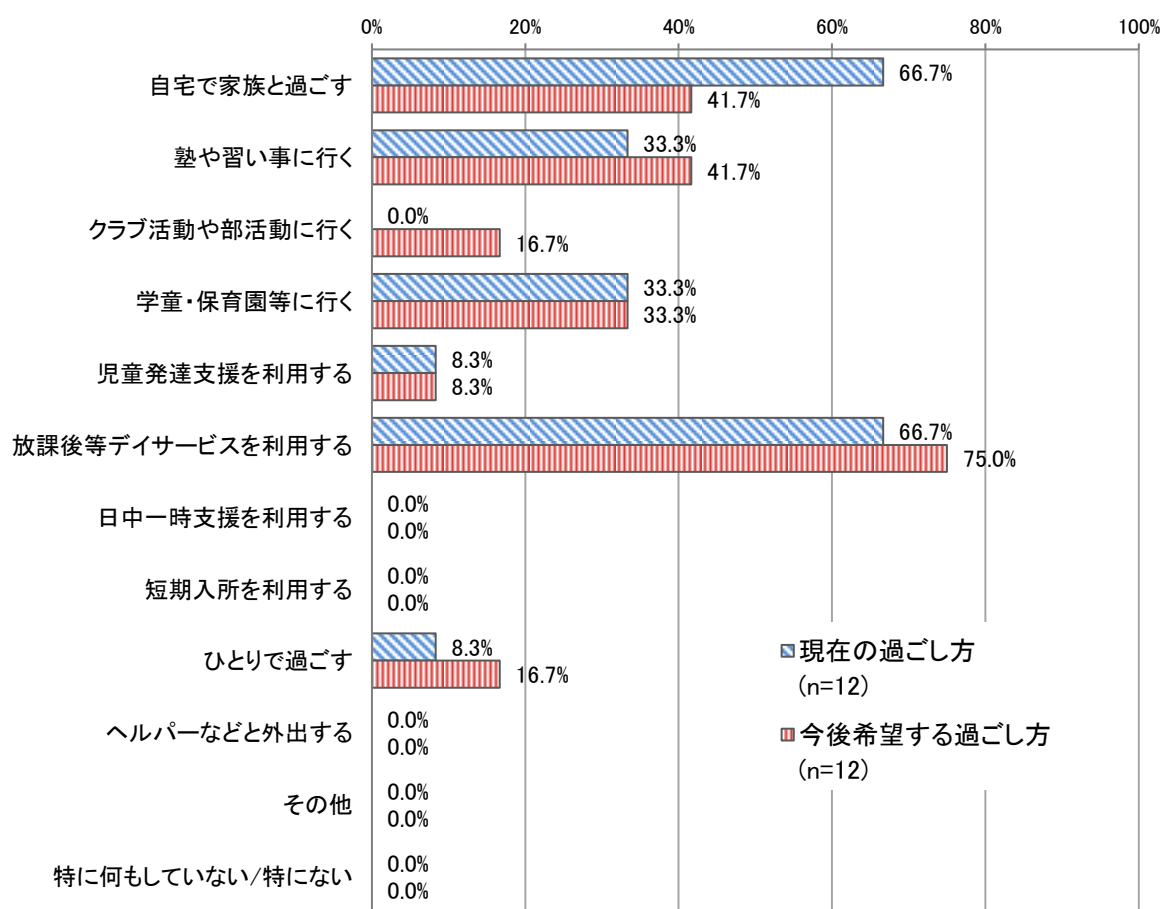


現在の放課後や長期休暇の過ごし方は、「自宅で家族と過ごす」と「放課後等デイサービスを利用する」が66.7%と最も高く、次いで「塾や習い事に行く」と「学童・保育園等に行く」が33.3%となっています。

今後希望する過ごし方は、「放課後等デイサービスを利用する」が75.0%と最も高く、次いで「自宅で家族と過ごす」と「塾や習い事に行く」が41.7%、「学童・保育園等に行く」が33.3%となっています。

現在の過ごし方と今後希望する過ごし方を比較すると「放課後等デイサービスを利用する」が、両方で最も高くなっています。また、「自宅で家族と過ごす」は、今後希望する過ごし方が現在の過ごし方を25ポイント下回っています。

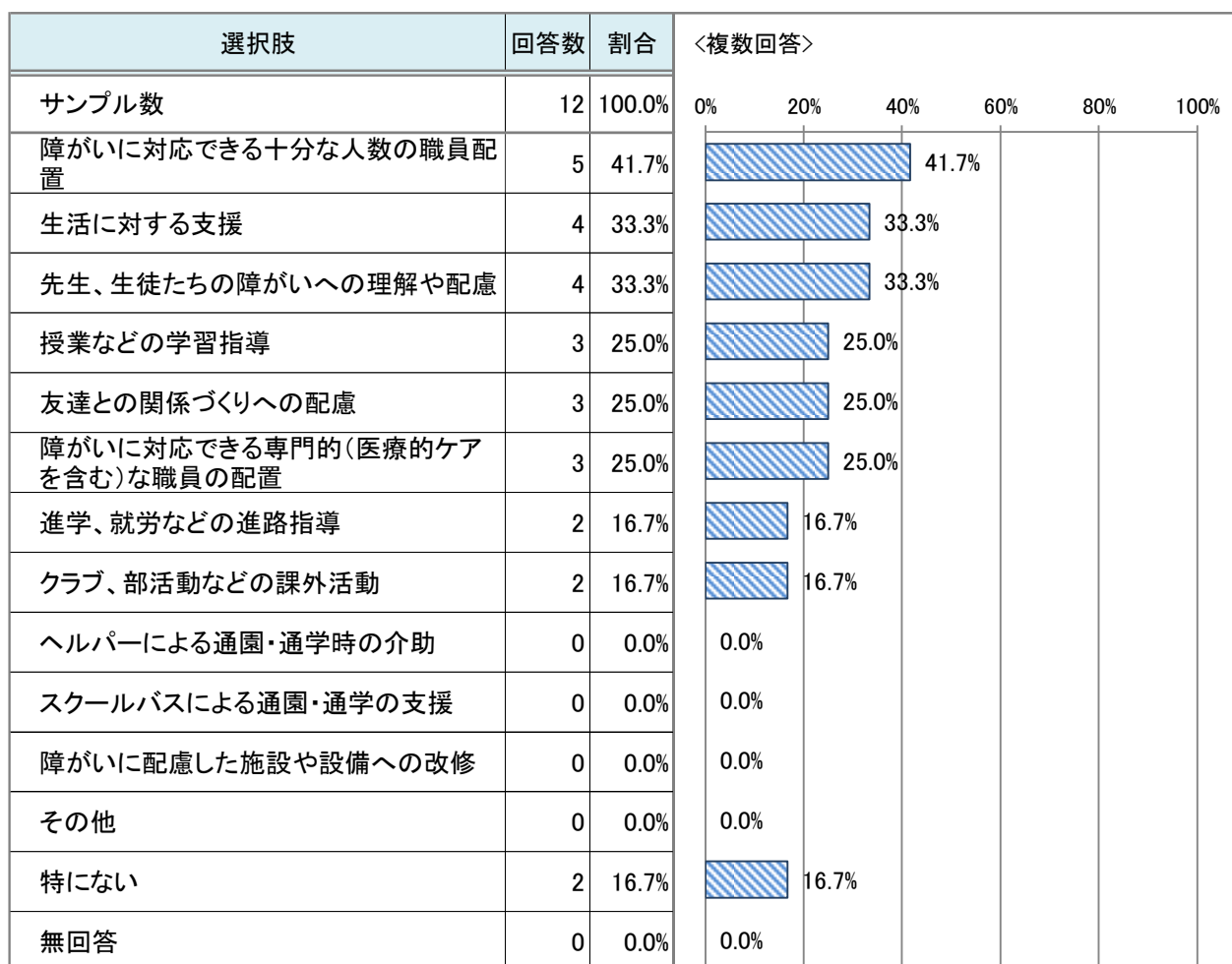
■現在の放課後や長期休暇の過ごし方と今後希望する過ごし方



#### ④地域や学校で充実させるべきこと

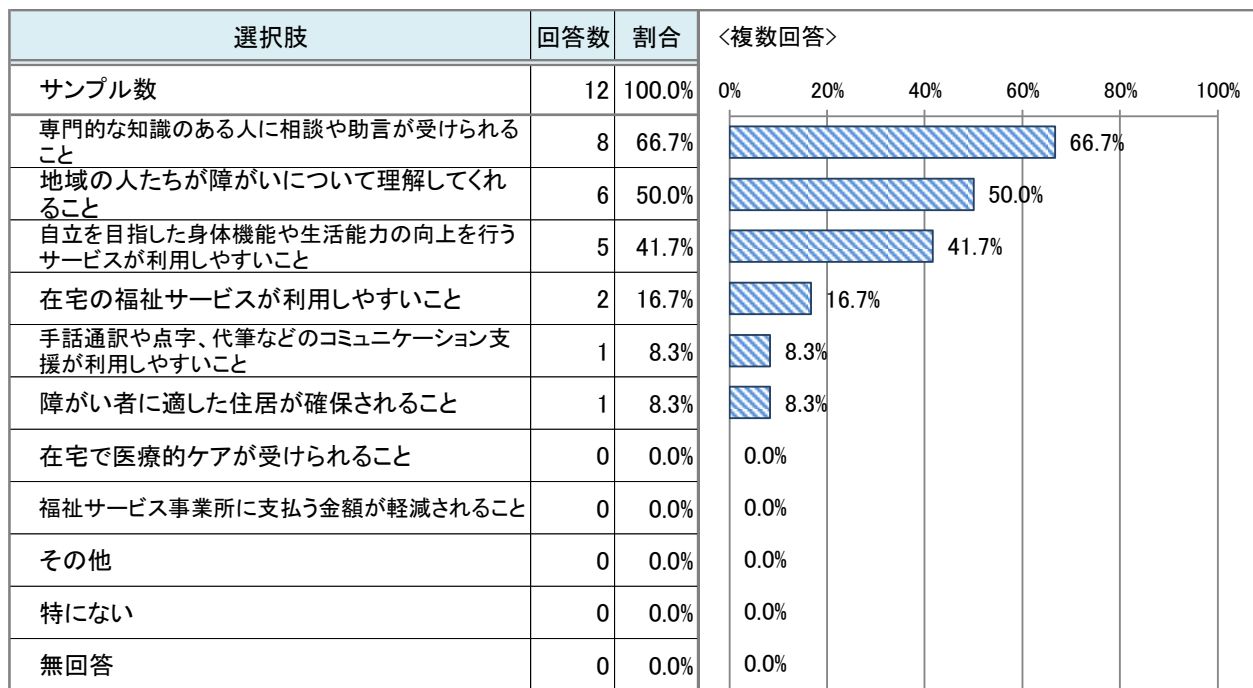
児童が通う学校や園でさらに充実させるべきことについては、「障がいに対応できる十分な人数の職員配置」が41.7%と最も高く、次いで「生活に対する支援」と「先生、生徒たちの障がいへの理解や配慮」が33.3%、「授業などの学習指導」と「友達との関係づくりへの配慮」と「障がいに対応できる専門的(医療的ケアを含む)な職員の配置」が25.0%となっています。

#### ■児童が通う学校や園でさらに充実させるべきこと



児童が地域で生活するために必要なことについては「専門的な知識のある人に相談や助言が受けられること」が66.7%と最も高く、次いで「地域の人たちが障がいについて理解してくれること」が50.0%、「自立を目指した身体機能や生活能力の向上を行うサービスが利用しやすいこと」が41.7%となっています。

■児童が地域で生活するために必要なこと

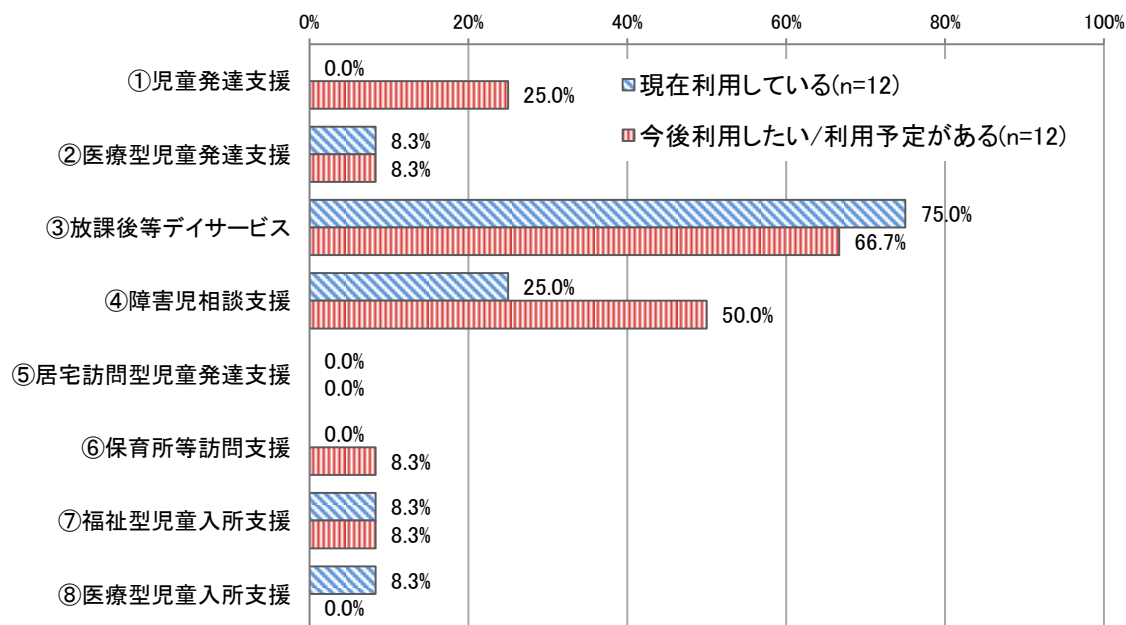


⑤障がい児通所支援等の利用状況

現在の利用と今後3年以内の利用希望の両方で「③放課後等デイサービス」が最も高くなっています。

また、「①児童発達支援」と「④障害児相談支援」とで今後の利用希望が現在の利用を25ポイント上回っています。

■障がい児通所支援等の現在の利用と今後3年以内の利用希望

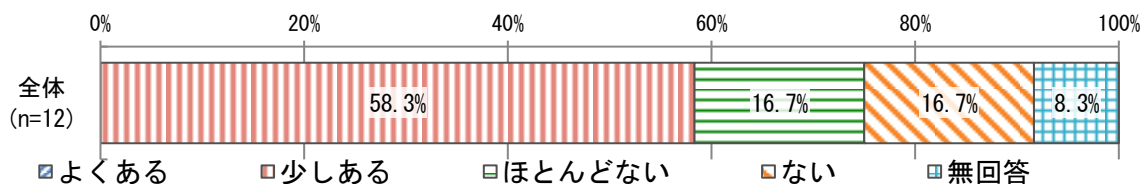


## ⑥権利擁護について

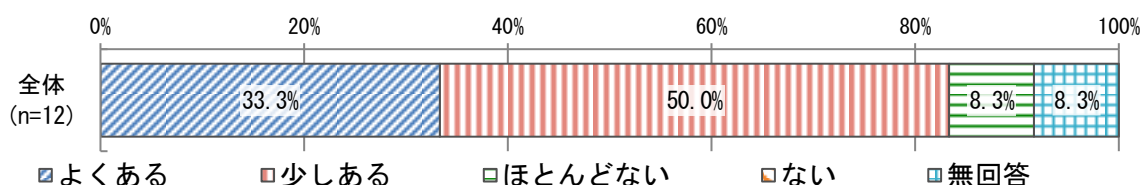
児童のことで差別を受けたり嫌な思いをした経験は、「少しある」が58.3%、「ほとんどない」と「ない」が16.7%となっています。

児童に対する配慮で良かったことや嬉しかった経験については、「よくある」が33.3%、「少しある」が50.0%、「ほとんどない」が8.3%となっています。

### ■児童のことで差別を受けたり嫌な思いをした経験



### ■児童に対する配慮で良かったことや嬉しかった経験



### ■経験した場所・内容（上位）

	場所	内容
差別や嫌な思い	保育園・子ども園や学校	差別的な言動を受けた
良かったことや嬉しかったこと	保育園・子ども園や学校	障がいの特性について正しく理解してくれた

## ⑦障がい児支援について

児童が将来希望する仕事に就くために必要な配慮については、「就業に対する相談支援が充実していること」が91.7%と最も高く、次いで「職場内で障がいに対する理解があること」が83.3%、「就職後のフォローなど職場と支援機構の連携」が66.7%となっています。

### ■児童が将来希望する仕事に就くために必要な配慮

選択肢	回答数	割合	＜複数回答＞
サンプル数	12	100.0%	
就業に対する相談支援が充実していること	11	91.7%	91.7%
職場内で障がいに対する理解があること	10	83.3%	83.3%
就職後のフォローなど職場と支援機構の連携	8	66.7%	66.7%
仕事内容や勤務時間など障がいの状況にあわせた柔軟な働き方ができること	6	50.0%	50.0%
トライアル雇用事業等により就労希望者と事業主にニーズが調整されること	5	41.7%	41.7%
障がいのある人に向けた求人情報が充実していること	4	33.3%	33.3%
ジョブコーチ(職場適応援助者)派遣事業等により職場内での支援があること	4	33.3%	33.3%
法廷雇用率の強化や達成促進により雇用先が増えること	4	33.3%	33.3%
通勤や移動に際して配慮や支援があること	2	16.7%	16.7%
その他	0	0.0%	0.0%
無回答	0	0.0%	0.0%

児童について悩んでいることについては、「対人関係等コミュニケーションについて」と「お子さんの将来の生活設計について」が66.7%と最も高く、次いで「親亡き後について」が58.3%、「多動や衝動性等の行動について」と「社会参加・地域参加について」が41.7%となっています。

### ■児童について悩んでいること

選択肢	回答数	割合	<複数回答>
サンプル数	12	100.0%	0% 20% 40% 60% 80% 100%
対人関係等コミュニケーションについて	8	66.7%	66.7%
お子さんの将来の生活設計について	8	66.7%	66.7%
親亡き後について	7	58.3%	58.3%
多動や衝動性等の行動について	5	41.7%	41.7%
社会参加・地域参加について	5	41.7%	41.7%
学習面について	4	33.3%	33.3%
精神面での発達について	3	25.0%	25.0%
園生活・学校生活について	3	25.0%	25.0%
経済的なことについて	3	25.0%	25.0%
身体面での発達について	2	16.7%	16.7%
言語発達について	2	16.7%	16.7%
健康・医療について	1	8.3%	8.3%
運動面での発達について	1	8.3%	8.3%
就園・就学について	0	0.0%	0.0%
通園時・通学時の移動手段について	0	0.0%	0.0%
リハビリテーションについて	0	0.0%	0.0%
その他	0	0.0%	0.0%
特に悩んでいることや心配なことはない	1	8.3%	8.3%
無回答	0	0.0%	0.0%



発育・発達に課題のある児童や障がい児の支援や暮らしやすいまちづくりとしてとして充実すべきことについては、「障がいの特性や程度に応じた障がい児保育・教育の充実」が58.3%と最も高く、次いで「障がい児に対する社会全体の理解を深めるための啓発や人権教育の充実」等の5項目が41.7%となっています。

■発育・発達に課題のある児童や障がい児の支援や暮らしやすいまちづくりとしてとして充実すべきこと

選択肢	回答数	割合	＜複数回答＞
サンプル数	12	100.0%	0% 20% 40% 60% 80% 100%
障がいの特性や程度に応じた障がい児保育・教育の充実	7	58.3%	58.3%
障がい児に対する社会全体の理解を深めるための啓発や人権教育の充実	5	41.7%	41.7%
学校卒業後も継続して学ぶことができる場・機会の充実	5	41.7%	41.7%
通院・治療のための医療費の助成	5	41.7%	41.7%
就労支援の充実(働くための訓練や職業紹介、就労後の指導や支援など)	5	41.7%	41.7%
障がい児が地域で安心・安全に遊べる場所の充実	5	41.7%	41.7%
障がいのある人や子どもへの暴力や差別をなくすための取組の充実	4	33.3%	33.3%
障がいの特性やサービスに対する情報提供や相談窓口の充実	4	33.3%	33.3%
障がいのある人の自立した生活に向けた取組の充実	4	33.3%	33.3%
グループホームなどの地域で共同生活できる住まいの整備	4	33.3%	33.3%
障がい児を支援するボランティアの育成と活動支援	3	25.0%	25.0%
緊急時や災害時の支援体制の充実	3	25.0%	25.0%
ホームヘルプやデイサービス、外出支援などの福祉制度の充実	2	16.7%	16.7%
障がい者に配慮された公共交通手段の確保	2	16.7%	16.7%
機能回復訓練などのリハビリテーションの充実	1	8.3%	8.3%
在宅生活を支えるための医療の充実	1	8.3%	8.3%
障がいのある人が住居を確保しやすくなるための支援	1	8.3%	8.3%
障がい児同士や地域の方などと交流できる場の整備	1	8.3%	8.3%
公共施設や道路などのバリアフリー化やユニバーサルデザイン化	1	8.3%	8.3%
その他	0	0.0%	0.0%
特にない	0	0.0%	0.0%
無回答	0	0.0%	0.0%

## 5 事業所アンケート調査結果

### (1) サービスのニーズの状況

従来の利用者では「増えている」が3件、新規利用希望者では「かなり増えている」が1件、「増えている」が6件と、新規利用希望者が増えている事業所が多く見られます。

#### ■従来の利用者

選択肢	回答数	〈単数回答〉
サンプル数	14	0 7 14
かなり増えている	0	0件
増えている	3	3件
変わらない	9	9件
減っている	2	2件
かなり減っている	0	0件
無回答	0	0件

#### ■新規利用希望者

選択肢	回答数	〈単数回答〉
サンプル数	14	0 7 14
かなり増えている	1	1件
増えている	6	6件
変わらない	5	5件
減っている	2	2件
かなり減っている	0	0件
無回答	0	0件

サービス利用希望に対しては、「対応できている」が11件、「対応ができていない（断っている）ことが時々ある」が3件となっています。

対応ができていない事業所のその理由については、人員の不足、ハード・ソフト両面で支援体制を整えることができないといった回答がありました。（グラフ省略）

#### ■サービス利用希望への対応

選択肢	回答数	〈単数回答〉
サンプル数	14	0 7 14
対応できている	11	11件
対応ができていない（断っている）ことが時々ある	3	3件
対応ができてないことが頻繁にある	0	0件
無回答	0	0件

## (2) 事業所に関する課題

サービス提供上の課題については、「量的に利用者の希望通りに提供できていない」が7件と最も多く、次いで「質的に利用者の希望通りに提供できていない」と「困難事例への対応が難しい」が6件となっています。

### ■サービス提供上の課題

選択肢	回答数	〈複数回答〉
サンプル数	14	0 7 14
量的に利用者の希望通りに提供できていない	7	7件
質的に利用者の希望通りに提供できていない	6	6件
困難事例への対応が難しい	6	6件
利用者や家族とのコミュニケーションが難しい	2	2件
休日や夜間の対応が難しい	2	2件
変更やキャンセルが多い	2	2件
契約やサービス内容の説明が、利用者や家族に十分理解していただけない	1	1件
苦情やトラブルが多い	0	0件
無回答	1	1件

事業所運営上の課題については、「職員の確保がむずかしい」が12件と特に多くなっています。

### ■事業所運営上の課題

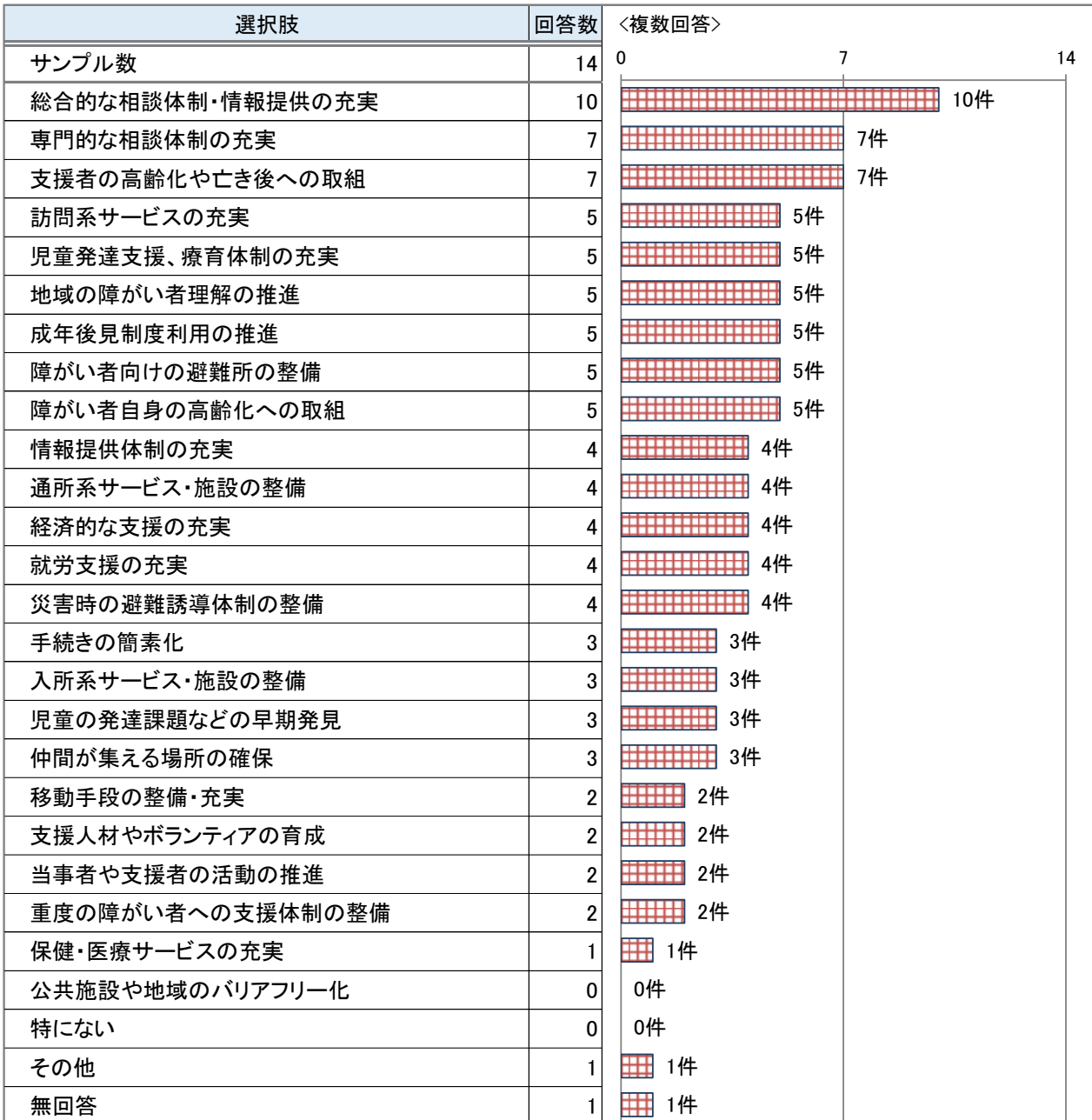
選択肢	回答数	〈複数回答〉
サンプル数	14	0 7 14
職員の確保が難しい	12	12件
事務作業量が多い	9	9件
職員のスキル向上が難しい	6	6件
施設・設備の改善が難しい	6	6件
収益の確保が難しい	6	6件
職員の待遇改善ができない	5	5件
定員に見合う利用者の確保が難しい	5	5件
制度改正などへの対応が難しい	4	4件
他の事業者との連携が不十分	2	2件
運転資金の調達が難しい	1	1件
行政との連携が不十分	0	0件
地域の理解を得るのが難しい	0	0件
その他	0	0件
特になし	0	0件
無回答	0	0件

### (3) 湯前町の障がい者施策

湯前町の障がい者施策として必要なことについては、「総合的な相談体制・情報提供の充実」が10件と最も高くなっています。

また、就労分野について必要な支援として、「仕事探しから就労までの総合的な相談支援」が、相談分野については「電話・FAX・電子メールで相談できる」が、それぞれ最も多く挙げられています。(グラフ省略)

#### ■湯前町の障がい者施策として必要なこと



#### ■湯前町の障がい者のために必要な支援

分野	1位	2位	3位
就労分野	仕事探しから就労までの総合的な相談支援	職場を理解するための就労体験	障がいの特性にあった職業・雇用の拡大
相談分野	電話・FAX・電子メールで相談できる	どんな内容でも1つの窓口で相談できる プライバシーが守られる環境になっている(同順)	

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

本町では、前期計画である「湯前町第5期障害者及び第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」（令和3年度～令和5年度）において、「住民一人ひとりを尊重し、地域に参加と交流が行きわたる共生のまち」を基本理念として、計画を推進してきました。

この共生社会について、国は、『制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を越えて、障がい者も含めた地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創る「地域共生社会」の実現を目指す』という方向性を示しています。

また、本町の最上位計画である「第6次湯前町総合計画」（令和3年度～令和9年度）では障がい福祉について「障がい者の共生社会の実現に向けた取組を、総合的に推進していくとともに、障がい者をサポートできる地域づくりを、行政と地域が協力して行います。」という基本方針を定め、この方針のもとに地域サポート体制の確立や自立のためのサービスの充実等の施策を掲げています。

これらの、共生社会や地域づくりに関する方向性を踏まえ、「湯前町第6期障害者計画及び第7期障がい福祉計画及び第3期障害児福祉計画」に関する基本理念を、前期計画から継承し、「住民一人ひとりを尊重し、地域に参加と交流が行きわたる共生のまち」と定め、この基本理念の実現を目指し各取組を推進します。

#### □■ 基本理念 ■□



住民一人ひとりを尊重し、  
地域に参加と交流が行きわたる  
共生のまち

## 2 障害者計画の基本目標

基本理念の達成に向けて、障害者計画の基本目標を以下のとおり定め、障がい者福祉に関する各種施策を推進します。

### 基本目標1 健康づくりと障がいの発生予防

障がいの発生予防と障がい者医療の充実に取り組み、健康に生活できるまちづくりを目指します。

- 健康づくりと障がいの予防
- 障がい者医療の充実
- 障がい児の医療・療育の充実

### 基本目標2 障がい者の自立と社会参加の実現

インクルーシブ教育の推進や、雇用・就労の促進、活動に参加しやすい地域づくり等、障がい者の社会参加に向けた各種支援を充実させます。

- 障がい児教育の充実
- 雇用・就労に対する支援
- 地域社会への参加促進

### 基本目標3 地域における支援体制の整備

障がい者が必要とするサービスや支援を受けながら地域で生活できるよう、各種サービスや各種支援制度、見守り、権利擁護等の取組を充実させます。

- 障がい福祉サービス等の充実
- 生活の場づくり
- 相談支援の充実
- 地域で障がい者を見守る環境づくり
- 権利擁護・虐待防止の推進

### 基本目標4 障がい者が住みやすいまちづくり

障がい者が安心して生活できるよう、施設等のバリアフリー、意思疎通や情報収集に対する支援、行政窓口等での配慮など、障壁の排除と配慮を充実させ障がい者が住みやすい生活環境の整備に努めます。

- 施設等のバリアフリーの推進
- 障がい者等に対する理解の促進
- 防犯・防災
- 情報・コミュニケーションに対する支援
- 行政における配慮

### 3 障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的考え

障害福祉計画及び障害児福祉計画については、障害者総合支援法及び児童福祉法の基本理念を踏まえるとともに、国の示す計画策定の基本指針において示された基本理念に配慮して策定を行うことが重要となります。

本計画の基本理念「住民一人ひとりを尊重し、地域に参加と交流が行きわたる共生のまち」とあわせて、関連法及び基本指針の基本理念に基づき、以下の考えに配慮し計画の推進に取り組みます。

#### 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とするサービスを受けながら自立し社会参加することを目指し、障がい福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

#### 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別に寄らない一元的な障がい福祉サービスの実施

障がい者が地域で障がい福祉サービスを受けることができるよう、町が実施主体であることを基本とし、サービスの充実を図ります。

また、発達障がい及び高次脳機能障がい者、難病患者等（障害者総合支援法で定める対象疾病）についても給付の対象になっていることを引き続き周知し、障がい福祉サービスの活用を促します。

#### 入所等から地域生活への移行・継続支援、就労支援

障がい者の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、地域のインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

#### 地域共生社会の実現に向けた取組

地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

## 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うにあたっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援や、障がいの有無に関わらず全ての児童が共に成長できる包摂（インクルージョン）の考え方に基づいた地域社会への参加を推進します。

## 障害福祉人材の確保・定着

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要があります。

県や圏域の他市町村と連携し、専門性を高めるための研修の受講や多職種間の連携を推進します。

## 障がい者の社会参加を支える取組定着

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援する必要があります。そのため、健康づくりやスポーツ、合理的配慮を踏まえた文化芸術の鑑賞や創造・発表等の多様な活動に参加する機会の創出を図り、地域で生き生きと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指します。

また、障がい者等の情報の取得利用・意思疎通を推進するため、『障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律』（令和4年法律第50号）を踏まえ、障がい特性に配慮した意思疎通の支援に取り組みます。



## 4 SDGsの考えを踏まえた障がい者福祉の推進

SDGs（エス・ディー・ジーズ）は、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、その理念を「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すこととし、平成27年の国連サミットにおいて採択されました。貧困や飢餓、さらには気候変動や平和など広範な分野にわたって令和12年を目標年限に17の目標が設定され、開発途上国のみならず先進国も含め、全ての国や関係者の役割を重視し、経済・社会及び環境の3領域を不可分なものとして調和させる統合的取組について合意されています。

障がい者福祉分野においては、国の障害者基本計画（第5次）において、計画を通じて実現を目指すべき社会像の一つに『「誰一人取り残さない」というSDGsの理念とも軌を一にした、障がいの有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会』が掲げられています。

これらのことから、本町においても本計画にSDGsの考えを取り入れ、誰一人取り残さない社会の実現に向けて、障がい者福祉を推進します。

### 【SDGsの17の目標のアイコン】



## 5 計画の推進体制

**住民一人ひとりを尊重し、  
地域に参加と交流が行きわたる共生のまち**

### 障がい者福祉施策の展開

(湯前町障害者計画)

基本目標1 健康づくりと障がいの発生予防

- ▶ 健康づくりと障がいの予防
- ▶ 障がい者医療の充実
- ▶ 障がい児医療・療育の充実

基本目標2 障がい者の自立と社会参加の実現

- ▶ 障がい児教育の充実
- ▶ 雇用・就労に対する支援
- ▶ 地域社会への参加促進

基本目標3 地域における支援体制の整備

- ▶ 障がい福祉サービス等の充実
- ▶ 生活の場づくり
- ▶ 相談支援の充実
- ▶ 地域で障がい者を見守る環境づくり
- ▶ 権利擁護・虐待防止の推進

基本目標4 障がい者が住みやすいまちづくり

- ▶ 施設等のバリアフリーの推進
- ▶ 障がい者等に対する理解の促進
- ▶ 防犯・防災
- ▶ 情報・コミュニケーションに対する支援
- ▶ 行政における配慮

### 障がい福祉サービス等に関する事項

(湯前町障害福祉計画及び障がい児福祉計画)

成果目標

- 「福祉施設の入所者の地域生活への移行」等9項目

障がい福祉サービスの見込量

- 訪問系サービス(5項目)
- 日中活動系サービス(11項目)
- 居住系サービス(4項目)
- 相談支援(3項目)

障がい児通所支援等の見込量

- 障がい児通所支援等(6項目)

地域生活支援事業の見込量

- 必須事業(10項目)
- 任意事業(1項目)

## 第4章 施策の展開（湯前町障害者計画）

### 基本目標1 健康づくりと障がいの発生予防

#### □■ 基本目標の方向性 ■□

保健・医療の充実と健康づくりの推進は、障がいの発生予防や、障がいがある場合であってもその軽減に寄与し、地域生活の維持につながります。

障がい者等が身近な地域に必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域の医療体制等の充実を図ります。特に、本町では高齢化が進行していることから、高齢化等による障がいの重度化・重複化の予防及びその対応に取り組めます。

また、妊産婦・乳幼児・児童に対する健康診査及び保健指導、生活習慣病及び合併症の発症等の予防のための健康診査及び保健指導の実施など、障がいの原因となる疾病等の予防・治療を推進します。

湯前町の福祉に関するアンケート調査（児童向け）において、発育・発達に関することが気になり始めたきっかけとして、「定期健診（乳幼児健康診査）で話があった」を4割の方が挙げており、発達上の課題の発見において重要な役割を果たすと考えられることから、今後も積極的な受診の勧奨等に取り組めます。

#### □■ 施策の方向性 ■□

##### （1）健康づくりと障がいの予防

##### ①心身の健康づくりの推進と保健サービスの充実

- 健康増進計画に基づき、乳幼児期から高齢期までのライフステージごとに健康管理を行い、健康づくりに取り組めるよう支援し、生活習慣病とそれに起因する障がいの予防に努めます。
- 保健、福祉、教育、医療、企業等の各分野と連携し、相談体制の充実とサポート体制の整備を図ります。
- 医療機関など関係機関との連携をさらに強化し、心身の健康づくりを支援します。
- 町の広報紙やホームページ等を活用して、心身の健康を保つために必要な知識の普及を図ります。
- 健康教育や普及啓発活動により、個人や地域の心身の健康づくりに対する知識を深めるよう努めます。また、ゲートキーパー養成講座を行い、周囲の人の心身の健康に関心を持ち、「気づき」「見守り」「支援につなぐ」体制づくりを推進します。
- 疾病の予防と早期発見のために、乳幼児から高齢者まで受診しやすい健康診査や健康相談等の充実を図ります。

## (2) 障がい者医療の充実

### ①障がい者医療・福祉の充実

- 精神科医療機関、一般医療機関、保健所、事業者などとの機能分担と連携による総合的な支援体制の構築に向け、後方支援に努めます。
- 福祉サービスについては、社会福祉協議会を中心として町内外のサービス事業所との連携と、広域市町村との情報共有による体制整備を図ります。
- 難病も含めた障がいの症状や状況に応じた治療、障がいの実態に合ったリハビリテーション等が適切に受けられるよう、医師会や医療機関、周辺の市町村及び国・県との連携により、広域的な医療・リハビリテーション体制の整備に努めます。

### ②難病の周知と支援の充実

- 難病患者の実態把握に努め、難病の周知、理解促進を図ります。
- 難病患者とその家族の療養上の不安や介護の負担を軽減するなど、適切な支援に努めます。

## (3) 障がい児の医療・療育の充実

### ①乳幼児期の障がいの早期発見、早期治療・療育の充実

- 乳幼児の発育及び発達に関する知識の普及・啓発に努め、発達障がいに対する正しい理解の促進を図ります。
- 関係機関や各専門機関と連携し、障がい児に対する療育支援を充実させます。
- 妊娠、出産期における健康づくり推進に努め、発達支援を要する子どもの早期発見と早期受診、早期療養のために必要な連携体制を強化します。
- 乳幼児健康診査を適切に実施し、健診結果に基づく指導や支援等を行い、発達課題の早期発見・早期療育に努めるとともに、保護者の負担軽減を図ります。

### ②医療的ケア児等への支援

- 医療的ケア児や発達障がい児等への適切な支援を行うため、保健所や児童相談所等と連携して、関係者の資質と専門性の向上を図ります。
- 特別支援に関わる研修等を通じて、障がいに対する理解を深め、教育・保育施設職員の職務能力向上を図ります。

## 基本目標2 障がい者の自立と社会参加の実現

### 基本目標の方向性

障がいの有無によって分け隔てられることなく、住民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現のためには、雇用・就労、教育、地域活動等の社会生活の様々な場面で障がい者が参加しやすい環境の整備を図ることが重要となります。

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、経済的な基盤の確保が不可欠であり、障がい者への所得保障の充実とともに、就労の機会を確保することが課題となります。公共職業安定所など労働行政関係機関と連携し、障がい特性と本人の希望に合った就労機会の確保に取り組みます。

湯前町福祉に関するアンケート調査（障がい者向け）では、障がい者にとって暮らしよいまちづくりに必要なこととして働く場や就労定着が2位とニーズが高く、就労支援として必要なことについては、通勤手段の確保や職場の障がい者理解が求められています。また、事業所アンケート調査では、就労支援として仕事探しから就労までの総合的な相談支援が求められています。職場の障がい者理解の促進や就労・定着に関する相談支援等により、働きやすい環境の整備を図る必要があります。

障がい児教育においては、障がい児等が合理的配慮を受けながら適切な指導や必要な支援を受け、可能な限り共に教育を受けられるインクルーシブ教育システム（包容する教育制度）の整備の方向性が、国から示されています。

湯前町福祉に関するアンケート調査（児童向け）からも、発育・発達に課題のある児童への支援として、障がい特性や程度に応じた障がい児保育・教育の充実が求められており、障がい児教育の充実が課題となります。

また、障がい者の地域参加を促進するために、町内の多様な活動に参加する機会の創出と、参加しやすい地域づくりが求められます。

### 施策の方向性

#### （1）障がい児教育の充実

##### ①療育・教育相談・就学指導体制の充実

- 特別支援教育及び障がいに対する理解を推進するとともに、子ども一人ひとりの状況に応じた適切な教育指導及び就学指導を行います。
- 保育園及び認定こども園や学校等の各機関と連携・協力して、就園・就学・就労を通して切れ目のない支援を行います。
- 早期の療育が行えるよう障がい児通所支援事業の充実に努めます。
- 児童相談所、病院、福祉施設等との連携により、療育についてのきめ細かな相談や助言、指導及び支援を行う相談窓口の充実を図ります。

## ②放課後における居場所づくりの推進

- 地域と学校との連携、協働により、障がい児が放課後等に安心して過ごすことができ、遊び、学習、各種体験活動を提供する居場所の充実を図ります。

## ③関係機関の一体的な情報共有による支援体制の充実

- 一人ひとりの子どもに関する支援情報を関係機関等が共有し、連携のとれた支援体制の充実を図ります。
- 障がい児とその保護者等が必要とする情報を随時提供できる体制整備を図るとともに、家族の会・保護者会などの機会等を通じた情報発信に努めます。

## ④障がい児の特性に応じた柔軟な療育・教育の提供

- 障がい児の特性やその保護者等のニーズに応じた柔軟な療育・教育の提供に向けて、関係機関が一体となった支援を実施します。
- 障がい児の特性に応じた支援方法を検討し、単に学力の向上を目指すだけでなく、将来の自立に向けたコミュニケーション能力の向上など、総合的な支援策を検討します。
- インクルーシブ教育システムの構築など国や県の計画等との整合性を図りながら、特別支援教育の取組を推進します。
- 障がい状況の多様化に対応するため、医療・教育・行政のそれぞれの連携が図られるよう、コーディネート機能の強化を図ります。

## ⑤進路相談・就労支援

- 就労を希望する障がい児が円滑に働けるようになるよう、学校・事業所等の関係機関との連携を図りながら進学・就労支援を推進します。

## (2) 雇用・就労に対する支援

### ①障がい者雇用の促進

- 障がい者がその能力や適性に合った職業に従事して経済的に自立した生活が送れるよう、関係機関と連携・協力し、職業相談や職業訓練等の就労支援を行います。
- 民間企業に対して障がい者雇用の拡大を積極的に呼びかけ、また、求職者情報を提供するなど、障がい者雇用の推進します。

### ②就労支援体制の整備

- 人吉球磨障がい者総合支援協議会を中心に、就労支援に関する情報共有を図り、社会資源の開発や改善等を検討します。
- 人吉球磨障がい者総合支援協議会での検討を中心に、企業に対する障がい者雇用に関する啓発活動を強化し、雇用協力企業の確保・拡大に努めます。
- ハローワークと連携し、就職を希望する障がい者の求職登録を行い、専門の職員・職業相談員がケースワーク方式により、障がいの態様や適性、希望職種等に応じ、きめ細かな職業相談、職業紹介、職場適応指導を支援に努めます。

### ③町における雇用の促進

- 短時間労働等の雇用形態、職域の拡大等を検討し、継続して法定雇用率の達成に努めます。そして、精神障がい者についても業務内容、採用方法、人材育成方法等について研究を進めます。

### ④就労系サービスの充実と事業者の質の確保

- 一般企業等での就労が困難な人の就労機会や生産活動の場として、就労系サービスの新規事業者の参入や事業の拡大を促進します。

### ⑤工賃向上の支援

- 障がい者就労施設が製作する製品紹介、販売場所の確保、製品展示等の支援等に努めます。

### ⑥障害者優先調達推進法の促進

- 公的機関等において、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進していきます。

## ⑦安定的就労へ向けた支援の充実

- 障がい者の就労・雇用に関する相談に対して 適切な指導・助言が行えるよう、障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所、特別支援学校、相談支援事業者、行政間の連携を強化し相談支援体制の充実を図ります。
- 障がい者が働く場において、雇用の前後を通じ障がい者と事業者の双方を支援するジョブコーチ制度や一定期間試行雇用できるトライアル雇用など障がい者を雇用する企業に向けた支援制度の周知を図ります。
- 一般企業等での就労を安定して継続的に行えるよう、障害者就業・生活支援センター等との連携を強化し、職場訪問や生活面での支援に努めます。
- くまもと若者サポートステーション（サポステ（※1））の周知広報により、働くことになかなか一歩を踏み出せない若い方の就労支援に努めます。

※1 サポステとは、「地域若者サポートステーション」の略で、働くことになかなか一歩を踏み出せない若い方（15歳から49歳までの若年無業者等）の就労を支援する目的で、厚生労働省が平成18年から始めた事業です。同事業は、厚生労働省から委託を受けたNPO法人や学校法人、社会福祉系の法人や各種団体などがそれぞれの特色を生かしながら厚生労働省が定めた事業を展開しています。

## （3）地域社会への参加促進

### ①交流機会の充実

- 障がい者自身が地域社会の行事などに積極的に参加し、障がい者と健常者が相互に理解を深め、交流を広げられるよう環境づくりを進めていきます。
- 同じ地域とともに生活する住民として、多様性を受け入れることができる地域づくりに向けた講演会等を実施し、町民の理解促進を図ります。
- 障がい者団体や家族の会など、障がい者自身がお互いに交流できるよう、手帳交付時等に団体や家族の会の紹介を行い、周知広報に努めます。

### ②スポーツ・文化・芸術・レクリエーションへの支援

- 県主催や圏域の障がい者スポーツ大会に関する周知を図り、障がい者の社会参加を支援します。
- 生涯学習に関する情報提供を推進し、障がい者が気軽に参加しやすい環境づくりを進めます。
- 障がい者団体等が開催・参加するスポーツ大会等に関する情報を、広報紙等を通じて広く町民に周知広報し、より多くの町民の参加を促します。



## 基本目標3 地域における支援体制の整備

### 基本目標の方向性

障がい者が住み慣れた地域で安心して生活するためには、障がい福祉サービスをはじめとする各種サービスの充実や、自らの選択に基づき生活できるよう相談支援、意思決定支援などを充実させることが求められます。

町内外の障がい福祉サービス事業者と連携し、障がい福祉サービス等の適切な提供に努めるとともに、サービス提供の基盤である事業者への支援についても課題となります。

湯前町福祉に関するアンケート調査（障がい者向け）からは、成年後見制度の認知度については「名前も内容も知っている」が全体で21.6%となっています。今後も成年後見制度に関する周知・啓発と、利用希望等に対する適切な相談支援を行い、成年後見制度について正しく知っている人の増加に努める必要があります。

### 施策の方向性

#### (1) 障がい福祉サービス等の充実

##### ①福祉サービスの提供体制の確保と質の向上

- 介護給付事業・訓練等給付事業・地域生活支援事業など障がい者に対して提供される福祉サービスについて、制度概要の説明や周知に努めます。
- 障がいの種別や特性に応じて、それぞれのニーズに基づいた障がい福祉サービスを提供します。
- 利用ニーズに応じた提供体制の確保を図るため、障がい福祉サービス提供事業者の取組を支援します。
- 障がい者の日常生活や社会参加を支えるホームヘルパー（訪問介護員）やガイドヘルパー（移動介護従事者）等の人材を確保し、働きやすい職場環境をつくり定着を図るとともに、研修の開催等により資質の向上を図ります。
- 医療と福祉、保健、教育・保育の連携のもと、医療的ケアが必要な人の支援について、地域における体制整備を図ります。

##### ②障がい者の地域生活・地域移行の支援

- 人吉球磨障がい者総合支援協議会を中心に関係機関等と連携し、障がい者のニーズに応じた地域生活支援を推進します。
- 施設入所や病院からの退院する際に、円滑な地域移行・定着が図れるよう、人吉球磨障がい者総合支援協議会を中心に関係機関等と連携し一人ひとりのニーズにあった支援の提供に努めます。

### ③生活安定のための支援

- 町の広報紙やホームページ等を利用した広報や窓口相談等によって、各種手当など障がい者を支える様々な支援制度の啓発及び周知に努めます。
- 生活福祉資金制度の周知を図り、資金の貸付と、民生委員及び社会福祉協議会による必要な相談支援により、世帯の経済的自立や生活意欲の助長を促進し、安定した生活を送れるように支援します。

### ④移動に関するサービスの充実

- 障がい者の社会参加を積極的に進めるため、以下の事業の質の向上と必要量の確保に努めます。
  - ・移動支援：屋外での移動が困難な障がい者に対する支援
  - ・行動援護：行動障がいがある重度の知的・精神障がい者に対する支援
  - ・同行援護：視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者に対する支援
- 障がい者の社会参加を促し、経済的負担を軽減するため、自動車改造等の費用助成や移動に関するサービスの充実に努めます。

### ⑤家族等に対する支援の充実

- 一時的な休息のための預かりサービスの充実に努め、介護している家族の精神的・身体的負担の軽減を図ります。
- 介護等を行う家族や支援者等が集い、お互いに悩みを相談できる機会や場の確保を図るとともに、参加しやすい環境づくりを図ります。

### ⑥障がい福祉施策推進のための人材の確保・育成

- 障がい福祉施策の推進のため、町職員等の行政側の人材の確保・育成を図るとともに、障がい福祉サービス事業所職員等、障がい者とかかわる方の人材の確保・育成に努めます。また、地域で活動する人材の発掘・育成に努め、ボランティアやNPOの活動推進にあたっての参加者や指導者の育成・確保に努めます。
- 重複する困難を抱えるニーズに対応するため、社会福祉士や保健師など専門スタッフの人材確保と資質の向上に努めます。

## (2) 生活の場づくり

### ①住まいの場の充実

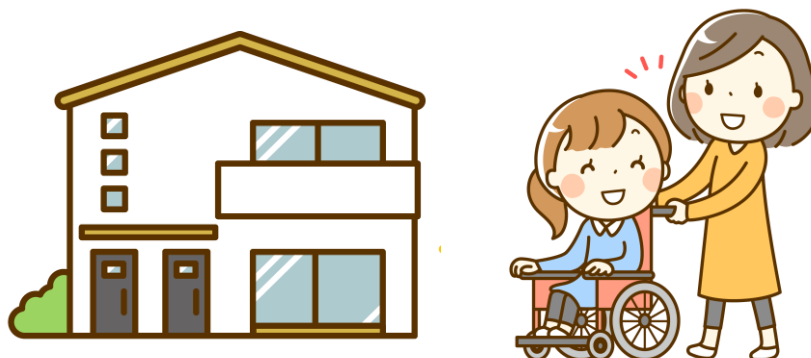
- 施設入所から地域生活への移行の支援を推進し、利用者のニーズに応じた介護給付・訓練等給付・地域生活支援事業を推進します。
- 自立した生活を希望する方や入所・入院から地域生活へ移行する方に対応するため、圏域でグループホームの整備促進を図ります。

### ②住宅の整備

- 障がい者や高齢者に配慮し、バリアフリーに対応した町営住宅の整備を進めます。
- 住宅改修費の助成など制度に関する周知を図るとともに、相談体制の充実に努めます。

### ③地域生活支援拠点等の整備

- 障がい者の「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受入れ・対応、グループホーム等の体験の機会・場、医療的ケア等専門的人材の確保、地域の体制づくり）を整備する「地域生活支援拠点等」の整備促進を図ります。



### (3) 相談支援の充実

#### ①相談支援体制の充実とネットワーク化

- 相談支援体制の充実に向けて、重層的な相談支援の輪を構築するとともに、保健福祉課を中心とした関係機関の連携を強化し、相談体制のネットワーク化を図ります。
- 障がい者の生活エリア、障がい者の状態に応じたきめ細やかな相談支援体制を構築するとともに、顔の見える関係(信頼関係)を築くことで相談しやすい雰囲気づくりに努めます。
- 障がい者と健常者が、それぞれのできる範囲で、地域への関わり合いを増やし、何かあった時お互いに協力し合える関係づくりを支援します。
- 障がい者団体や家族の会など、同じ境遇の方が集う場づくりやメンター(信頼のおける相談相手)の育成等を図ることで、相談しやすい地域づくりを促進します。

#### ②障がい者等へ相談支援

- サービス利用に関する相談をはじめとする総合的な相談支援の実施に努めます。また、自ら意思決定をすることが困難な障がい者に対しては、サービス等利用計画の作成時における意思決定の支援を図ります。
- 一人ひとりの障がい特性に応じ、必要とされる支援に的確につながるようするため、研修等により相談支援における質の向上を図ります。

#### ③関係機関の連携の強化

- 地域における障がい者福祉の現状と課題等の情報共有・発信を行うほか、困難事例の協議・調整を行う等、関係機関の連携強化を図ります。

#### ④身体障がい者相談員及び民生委員・児童委員の連携

- 身体障がい者相談員及び民生委員・児童委員が、地域で障がい者の身近な相談相手として役割を担えるよう連携を図ります。

## (4) 地域で障がい者を見守る環境づくり

### ①「地域共生社会」実現に向けた取組

- 地域住民が主体的に地域づくりに取組むための仕組み作りや、障がい者及びその世帯等が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健・医療・福祉サービスにつなげるなど関係機関との連携を図ります。

### ②障がい者団体の育成とボランティア育成・活動支援

- 障がい者団体の会員勧誘と活動支援を行い、障がい者団体の活性化を支援するとともに、家族の会など様々な活動に対する総合的な支援を実施します。
- 各団体のボランティア活動を把握し、積極的に活動支援を行うとともに、社会福祉協議会と連携のもと、きめ細かい啓発広報を行います。
- 町内の障がい者団体、ボランティア団体等の相互交流を促進し、連携のとれた障がい者支援のネットワークを構築します。

### ③地域福祉活動の活性化支援

- 地域で支えあう体制づくりを推進し、地域での障がい福祉活動の活性化を支援します。
- 地域生活を送る障がい者の居場所づくりとして、地域で実施する活動への支援を行うとともに、障がい者と地域住民のつなぎ役の育成に努めます。

### ④精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 関係機関と連携を図るなど、多方面あるいは専門的な意見を基に、地域移行に向けた支援のあり方を検討していきます。  
また、精神障がい者が地域の一員として安心した暮らしができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置について、県や圏域と協議・検討します。
- 上球磨地域認知症初期集中支援チームによるアウトリーチ（多職種チームによる訪問支援）の充実を図り、地域生活に必要な医療へのサポートを支援します。

## (5) 権利擁護・虐待防止の推進

### ① 成年後見制度、日常生活自立支援事業の実施

- 湯前町成年後見制度利用促進基本計画に基づき、知的障がい者・精神障がい者等の判断能力が不十分な方が安心して地域生活を送れるよう法的に保護・支援するために、成年後見制度及び地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の周知等を図り、利用促進に努めます。
- 人吉球磨圏域の成年後見制度利用支援に関する中心的な機関である「人吉球磨成年後見センター（中核機関）」と連携し、成年後見制度の利用に関する支援を行います。また、成年後見制度利用のために費用助成が必要である場合は成年後見制度利用支援事業による助成を実施します。
- 障がい者やその支援者を含めた湯前町民全体に対し、成年後見制度やその利用方法、成年後見に関連する支援策や制度等に関する周知広報を行います。
- 制度利用が必要と思われる人の早期発見・早期相談が可能な環境を構築するとともに、親亡き後や障がい者自身の高齢化などの将来への備えとして成年後見制度を認知し、将来的に安心感を持って生活できる地域づくりを図ります。

#### 人吉球磨成年後見センター（中核機関）

平成 27 年 4 月に、人吉球磨圏域 10 市町村から社会福祉法人人吉市社会福祉協議会へ委託し、成年後見制度の利用支援に関する事業を行う機関として設置されたものです。

成年後見制度の利用手続き支援、法人後見支援、市民後見人の育成・活動支援、家庭裁判所との連携など、人吉球磨圏域の成年後見制度の利用支援において専門的・中心的な役割を果たしています。

### ② 虐待防止対策の推進

- 障がい者福祉サービスに従事する者を対象とした虐待防止・差別解消に関する研修等を実施し、関係者の意識向上を図ります。
- 高齢者に対するものと共通させた、障がい者への虐待防止のネットワークや相談体制の構築・充実に努め、虐待の防止、早期発見・早期対応を推進します。

## 基本目標4 障がい者が住みやすいまちづくり

### □■ 基本目標の方向性 ■□

障がい者が安心して地域で生活し、社会に参加するためには、医療や福祉サービス、支援制度の充実のみならず、施設等のバリアフリーやコミュニケーションが取りやすい環境づくりなど、様々な物理的、心理的、社会的な障壁を取り除き、生活や活動しやすいまちづくりの推進が重要となります。

これは障がい者のみならず、高齢者、児童などあらゆる人が参加しやすい環境の整備にもつながり、ひいては多様な人が多様な場面で貢献できるまちづくりにつながることから、様々な場面でのバリアフリーの推進に努めます。

また、障がいや福祉サービスなどに関する情報源として、湯前町福祉に関するアンケート調査（障がい者向け）では「行政機関の広報誌」が23.6%で3位と上位につけています。しかし年齢別で見ると、18～39歳で9.1%、40～64歳で42.5%、65歳以上で31.9%と年齢によって差があることから、情報の周知については今後も広報誌を活用するとともに、様々な方法による情報発信を検討します。

また、防犯や防災といった安全対策の推進や、権利擁護等、障がい者の「安全・安心」につながる支援策を推進します。特に、防災については、令和2年7月豪雨の課題を踏まえ、災害発生時の避難等に特に支援を必要とする障がい者の避難所の確保等、障がい特性に応じた体制の確保に努めます。

避難行動要支援者などの災害時の避難に支援を要する人の把握と避難支援体制の確保、バリアフリーと障がい者理解の両面で障がい者・障がい児が安心して利用できる避難所の整備が求められます。

### □■ 施策の方向性 ■□

#### （1）施設等のバリアフリーの推進

##### ①施設などのバリアフリー化の推進

○障がい者が暮らしやすいまちづくりは、全ての町民にとって暮らしやすいまちづくりであるという考え方のもと、本町や福祉関係者だけでなく、商工会等と連携し、広くまちづくりの視点でバリアフリー化を推進します。

○障がい者の視点に立った施設整備を推進するために、町の広報紙やホームページを利用した広報等あらゆる機会を活用して、バリアフリーに配慮した設備の整備促進に関する普及啓発を行います。

## ②公共施設の整備

- 関係部署と連携・協力し、多目的トイレ、誘導ブロック、障がい者用駐車場の整備など、障がい者や高齢者に配慮した公共施設の整備を推進します。
- 公共施設等の整備におけるバリアフリー化の推進にあたっては、障がい者（利用者）の視点で使いやすい設備のあり方を検討します。

## ③安全確保の推進

- 障がい者等の交通弱者の視点で、交通安全に関する啓発活動を推進します。
- 障がい者等の利用に配慮し、安全な道路、公園などの施設整備に努めます。

## (2) 障がい者等に対する理解の促進

### ①意識啓発・広報活動の推進

- 町の広報紙やホームページ等への記事掲載、啓発パンフレットの配布、啓発ポスターの掲示など様々な広報手段を活用し、学校、職場、地域などあらゆる場で障がい者への理解を深める各種啓発活動を積極的に実施します。
- 共生社会の実現を目的に施行された「障害者差別解消法」についての情報発信を重点的に実施するなど積極的な意識啓発を展開し、心のバリアフリー化を推進します。

### ②小中学校における福祉教育の推進

- 小中学校の総合的な学習の時間等において、インクルージョン（※1）の理念を基本とした障がい者に対する理解や「共生」についての学習を行い、福祉教育を推進します。

※1 インクルージョン（inclusion）とは、英語で「包含、包み込む」ことを意味し、ここでいうインクルージョンは、福祉の領域において、「障がいがあっても地域の資源を利用し、地域の人々が包み込んだ共生社会を目指す」ことを意味している。地域社会は様々な人によって構成されていることが自然であり、そこで、それぞれがその人らしい暮らしを実現していく社会の在り方を示している。



### ③人権意識の普及・啓発、障害者差別解消法の推進

- 障がい者を含む全ての住民の尊厳が守られる社会をめざして、人権意識の普及・啓発に努めます。また、障がいを理由とする差別の解消を推進していきます。
- 障がいを理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮（注 2）の考え方や事例、相談体制の整備、選挙時の配慮、職員への啓発等により、町職員への遵守を徹底することにより、障がい者差別の解消に活用します。

※2 「合理的配慮」とは、障がい者が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障がい者に対し、個別の状況に応じて行われる配慮をいう。

## （3）防犯・防災

### ①関係機関と連携した防犯対策

- 警察、障がい福祉サービス事業所、障がい者団体、地域等の障がい者を取り巻く関係者との連携により、犯罪の防止と早期発見に努めます。
- 障がい児を含む児童生徒についても、犯罪に巻き込まれることがないように、家族や保育・教育機関、周囲の住民など地域全体でが見守る体制の構築を図ります。

### ②消費者トラブルの防止

- 障がい者、認知症等により判断力が不十分となった方の消費者被害の防止のために、地域の関係者が連携し、情報収集と発信を行うとともに、地域住民や関係団体との連携により見守るネットワーク体制の充実を図ります。
- 障がい者の消費者被害の未然防止や消費者としての自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及、情報の提供等の啓発活動を推進するとともに、障がい者の特性に配慮しながら学校や地域における消費者教育を充実させます。

### ③防災対策の強化

- 障がい者自身や地域住民に対しては、関係機関と連携・協力して、正しい防災知識の啓発普及を推進します。
- 自治会等の地域の実情に応じて自主防災組織の結成促進に努めるとともに、組織の育成に取り組めます。
- 災害時に、避難に支援を要する障がい者や高齢者の退避及び救援等がスムーズに行えるよう、避難行動要支援者登録制度の充実・活用を図り、警察や消防、区長、民生委員・児童委員、自治防災組織等の地域の防災に関わる多様な関係者と連携し、必要な支援体制を整備します。
- 防災に関する情報提供や災害時の支援等の充実に努めます。
- 地域における避難行動要支援者の避難支援を想定し、防災訓練において、避難行動要支援者の参加に向けた取組を推進します
- 災害発生時の避難所における速やかな支援体制づくりに向け、避難所において、障がい特性に応じた情報の伝達、多目的トイレの設置や被災した障がい者の生活に必要な物資の確保等の対応が図られるよう取組を推進します
- 障がい者などの特に配慮を要する方が避難する福祉避難所の確保のために施設等と連携を図りその機能の充実に努めます。

### ④感染症対策に係る体制の整備

- 事業所等が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的に確認するとともに、職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるよう、感染症に対する研修の充実等を支援します。
- 感染症発生時も含めた県や保健所、協力医療機関等と連携した支援体制の整備、さらに、介護事業所等における、適切な感染防護具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を促します。

## (4) 情報・コミュニケーションに対する支援

### ①障がい特性に合わせた情報提供

- 手話通訳者の派遣など地域支援事業による障がい福祉サービスの拡大を図ります。
- 紙面による情報発信だけでなく、声で届ける情報発信など、情報の受け手の立場に合わせた情報発信の方法について検討します。
- 聴覚障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、手話で日常会話を行うために必要な技術を習得した者を養成するための手話奉仕員養成講座を開催します。

## ②情報利用のバリアフリー化

- 障がい者が利用しやすいコンピュータなどの情報機器や福祉用具の普及を推進し、その啓発を図り、町の広報紙やホームページ等を利用した広報により周知を行います。
- 情報の受け手の立場に立った情報発信に努め、広報紙、町公式ホームページによる情報発信を行うとともに、湯前町公式LINEなど様々な方法を活用した情報発信を検討します。

## ③多様な広報媒体の活用

- 町が発行する広報紙やインターネットなどを活用し、福祉の情報や新しい制度の紹介を行い、周知を図ります。また、行政の窓口でも各種手続きの申請時等において「熊本県障害福祉のしおり」等を用いた情報提供を行うとともに、関係機関の窓口にパンフレットを置いたり、イベントや交流活動時に配布するなど情報の提供に努めます。
- 年齢層や障がい特性によって情報の入手手段が異なることを踏まえ、障がい者の情報入手やコミュニケーションを支援し、社会参加を促進するため、パソコンや携帯電話等のICT（情報通信技術）利用の促進に努めます。

## （５）行政における配慮

### ①町職員等の障がい理解の促進等

- さまざまな行政手続きに携わる職員等を対象に、障がい理解に関する啓発等を通じて、障がい者等への理解を深め、事務・事業の実施に当たっては障がい者に配慮し社会的障壁の除去に努めるとともに、ハード・ソフト両面にわたり合理的配慮を的確に行うための環境整備を推進します。

### ②情報提供における配慮

- 窓口や広報、ホームページでの行政情報の提供にあたっては、アクセシビリティに配慮した情報提供に努めます。

### ③町の行事等における配慮

- 町の実施する行事等において、障がい者が自らの意思に基づき円滑に参加できるように、障がい者に配慮した環境の整備や、その他障がい特性に合わせた合理的配慮の提供に努めるとともに、その旨の周知に努めます。

## 第5章 湯前町の障がい福祉サービス等（湯前町障害福祉計画及び障害児福祉計画）

### 1 湯前町の成果目標

#### 成果目標 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針	
○令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。	
○令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。	

#### 【成果目標】

項目	基準値	目標値
地域移行者数	令和4年度末施設入所者数 12人	<b>令和8年度 地域移行者数 1人（8.3%移行）</b>
施設入所者数		<b>令和8年度 施設入所者数 11人（1人 8.3%削減）</b>

#### 【成果目標設定の考え方】

- 国の基本指針に基づき、地域移行者数を1人（8.3%移行）、施設入所者数を11人（8.3%削減）を目標とします。地域へ移行した障がい者が地域で安心して生活できるよう、居住環境の整備やサービスの提供体制の確保に努めます。

## 成果目標 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針
○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村及び都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障がい者の地域移行や定着が可能となる。そのため、基本指針に基づき活動指標を明確にし、取組を積極的に推進することが必要である。

### 【活動指標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者の地域移行支援（人）	1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援（人）	0人	0人	0人
精神障がい者の共同生活援助（人）	14人	14人	14人
精神障がい者の自立生活援助（人）	0人	0人	1人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）（人）※新規	0人	0人	0人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数（回）	3回	3回	3回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数（人）	28人	28人	28人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数（回）	1回	1回	1回

### 【活動指標設定の考え方】

- 第6期計画期間中の地域移行支援、地域定着支援の利用実績はありませんが、精神障がい者の地域移行を推進する国の方針を踏まえ、地域移行支援等の利用を希望する精神障がい者が適切にサービスを利用できる体制を確保する観点から、各1人を計上します。
- 精神障がい者の共同生活援助利用者数については、現在の実績及び傾向を基に、指標を設定しました。
- 地域包括ケアシステムの構築に関して、人吉球磨圏域での『保健、医療・福祉関係者による協議の場』は、熊本県によって「人吉球磨地域精神保健福祉連絡会」が設置されています。  
連絡会：年1回開催、作業部会：年数回開催

### 成果目標3 地域生活支援の充実

国の基本指針	
○令和8年度末までに地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置する等の効果的な支援体制の構築を進め、年1回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。	
○令和8年度末までに強度行動障がい有者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備（圏域での整備も可）を進める。 ※新規	

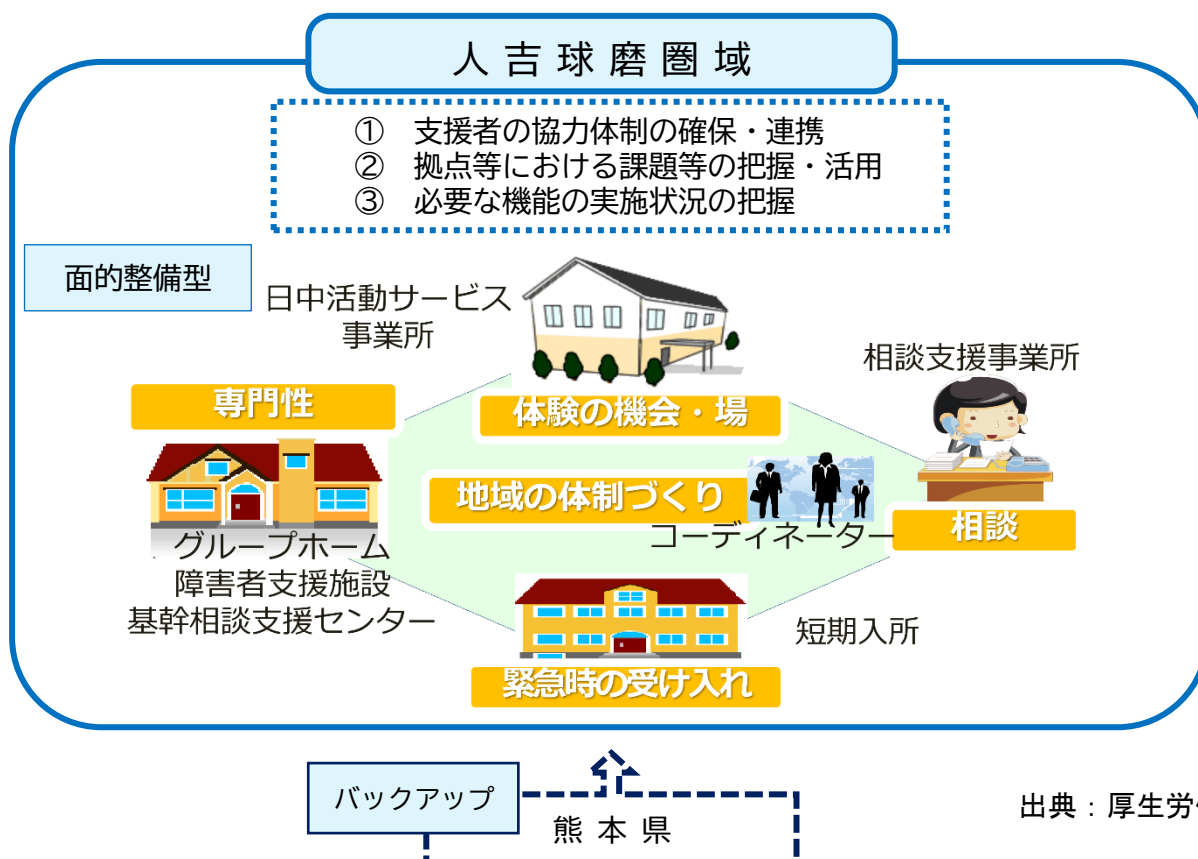
#### 【成果目標】

項目	目標
地域生活支援拠点等の整備	圏域にて1か所整備（済）
地域生活支援拠点等の機能充実のためのコーディネーターの配置	圏域にて配置
強度行動障がい有者への支援体制の整備 ※新規	圏域にて整備

#### 【成果目標の考え方】

○圏域で設置している地域生活支援拠点等について機能の充実を図るとともに、強度行動障がい有者への支援体制についても、圏域で協議し整備の方針を検討します。

#### 【地域生活支援拠点等の整備手法のイメージ】



出典：厚生労働

## 成果目標 4 福祉施設から一般就労への移行等

### 国の基本指針

- 令和 8 年度の福祉施設から一般就労への移行者数を令和 3 年度実績の 1.28 倍以上とすることを基本とする。
- 就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和 3 年度の一般就労の 1.31 倍以上とすることを基本とする。さらに、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを基本とする。
- 就労継続支援 A 型事業は、令和 3 年度の一般就労への移行実績の概ね 1.29 倍以上、就労継続支援 B 型事業は、令和 3 年度の一般就労への移行実績の概ね 1.28 倍以上を目指すこととする。
- 就労定着支援事業の利用者数については、令和 3 年度の実績の 1.41 倍以上とすることを基本とする。
- さらに、就労定着支援事業の就労定着率（過去 6 年間に於いて就労定着支援の利用を修了した者のうち、42 か月以上 78 か月未満就労している・就労していた者の割合）については、就労定着支援事業のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 2 割 5 分以上とすることを基本とする。

#### 【成果目標】

項目		基準値	目標値
		令和 3 年度	令和 8 年度
福祉施設（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）から一般就労への移行者数（人）		2 人	<b>3 人</b>
内訳	①就労移行支援のみ（人）	1 人	<b>1 人</b>
	②就労継続支援 A 型のみ（人）	1 人	<b>1 人</b>
	③就労継続支援 B 型のみ（人）	0 人	<b>1 人</b>
就労移行率 5 割以上の就労移行支援事業所の割合（％） ※新規		なし	—
就労定着支援事業の利用者数（人）		2 人	<b>3 人</b>
就労定着率 7 割以上の就労定着支援事業所の割合（％）		なし	—

#### 【成果目標の考え方】

- 福祉施設から一般就労への移行者は令和 3 年度の実績を踏まえ 3 人（1.5 倍）と見込みます。内訳については、現在の各サービスの利用者数等を踏まえ、就労移行支援から 1 人、就労継続支援 A 型から 1 人、就労継続支援 B 型から 1 人とします。
- 就労移行率 5 割以上の就労移行支援事業所の割合及び就労定着率 7 割以上の就労定着支援事業所の割合については、現在湯前町に就労定着支援を実施している事業所がないことから、目標値を設定しません。

## 成果目標 5 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針
<p>○令和8年度末までに各市町村または圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等の役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間も地域の相談支援体制の強化に努める。</p> <p>○協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うための協議会の体制を確保する。 ※新規</p>

### 【成果目標】

項目	目標
基幹相談支援センターの設置	令和8年度末までに圏域にて設置
協議会で取組を行う体制確保	同上（人吉球磨障がい者総合支援協議会）

### 【活動指標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置の有無	無	無	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数（件）	—	—	0件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数（件）	—	—	0件
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数（回）	—	—	0回
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数（回） ※新規	—	—	0回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数（人） ※新規	—	—	1人
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（回） ※新規	12回	12回	12回
協議会における相談支援事業所の参加事業者・機関数（箇所） ※新規	10箇所	10箇所	10箇所
協議会の専門部会の設置数（箇所） ※新規	2箇所	2箇所	3箇所
協議会の専門部会の実施回数（回） ※新規	6回	6回	7回



### 【成果目標の考え方】

- 基幹相談支援センターを令和8年度末までに圏域で設置することを目指します。また、基幹相談支援センターによる各種取組の回数や主任相談支援専門員の配置数については、今後圏域で協議を行うこととします。

## 成果目標6 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### 国の基本指針

- 令和8年度末までに、各都道府県及び各市町村において、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築する。

### 【活動指標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数（人）	1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有	有	有
（共有する体制が有の場合）それに基づく実施回数（回）	1回	1回	1回

### 【活動指標の考え方】

- 県等が実施する研修に町職員1人が参加します。
- 障害者自立支援審査支払等システムの活用にあたっては、事業所の適正な運営に資するため人吉球磨障がい者総合支援協議会の運営部会等と共有を図ります。

## 活動指標 発達障がい者等に対する支援

国の基本指針	
○現状のペアレントトレーニング（※1）やペアレントプログラム（※2）等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、プログラムの受講者数（保護者）及びプログラムの実施者（支援者）の見込みを設定する。	
○現状のペアレントメンター（※3）養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。	
○現状のピアサポート（※4）の活動状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。	

### 【活動指標】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の開催回数（回）	ペアレントプログラム	6回	6回	6回
	ペアレントトレーニング	0回	0回	6回
ペアレントメンター等を活用したピアサポートの活動の実施回数（回）		6回	6回	6回

### 【活動指標の考え方】

- 圏域共同でペアレントトレーニング等の支援プログラム等を適切に実施するとともに、その開催情報を発達障がい者の家族や保護者に対し提供し、希望者が利用できるよう努めます。
- 2か月に1回、「親の会(まいまいの会)」を開催し、子育てに悩みを持つ保護者に対して活動の支援を行います。

- ※1 子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得することを目指す。専門家による療育場面でのトレーニングだけでなく、親が日常生活で子どもに適切に関わることができるようになることで、子どもの行動改善や発達促進が期待される。
- ※2 ペアレントトレーニングの前段階の基本プログラムとして位置づけられ、保護者が子どもの行動そのものをきちんと捉えられるようになることを目標とする。
- ※3 自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指す。同じような発達障がいのある子どもを持つ親に対して、共感的な支援を行い、情報提供や体験談を話すことで、家族の立場からしかできない効果が期待される。
- ※4 障がい者や依存症などの同じような悩みを持つ当事者同士で支え合う活動。

## 成果目標 7 障害児福祉計画に係る成果目標

国の基本指針	
○令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一箇所以上設置することを基本とする。	
○障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。	
○令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも一箇所以上確保することを基本とする。 なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。	
○令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。	

### 【成果目標】

項目	目標
児童発達支援センターの整備	<b>圏域にて1か所整備（済）</b>
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	<b>圏域にて体制を構築</b>
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	<b>圏域にて1か所確保（済）</b>
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	<b>圏域にて1か所確保（済）</b>
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	<b>圏域にて1か所設置</b>
医療的ケア児支援のための関係機関のコーディネーターの配置	<b>1人</b> (令和8年度末までに圏域で1人確保することを基本とし、圏域で協議を行う。)

## 【活動指標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援センターの整備	有	有	有
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	有	有	有
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	有	有	有
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	有	有	有
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	有	有	有
医療的ケア児支援のための関係機関のコーディネーターの配置（人）	0人	0人	1人

## 【成果目標の考え方】

- 児童発達支援センターは、「児童発達支援センタースイスイなかま」を圏域共同で確保しています。
- 保育所等訪問支援等の支援を行い、人吉市内で障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）が可能な体制を構築しています。
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所として、「障がい者支援施設けやき」を圏域共同で確保しています。
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場として、人吉球磨障がい者総合支援協議会に部会を設置しています。
- 医療的ケア児支援のための関係機関のコーディネーターの配置については、令和8年度末までに圏域で1人確保することを目標として、今後、圏域で協議を行います。



## 2 障がい福祉サービスの見込量

### 【見込量の算出について】

国の示す「障害福祉計画策定に係る実態調査及びP D C Aサイクルに関するマニュアル」において、実績値に基づくサービス見込量の推計方法が示されています。計画策定にあたり、国の示す推計方法を用いて第5期・第6期実績を用いて障がい福祉サービス等の暫定的な見込量を推計しました。

この暫定的な見込量に対し、サービス対象者や供給量が限られるなどのサービスごとの特性や障がい者の就労や地域移行・定着を推進する国の方向性を踏まえ見込量の検討・補正を行い、最終的なサービス見込量を設定しました。

### (1) 訪問系サービス

#### ①サービスの概要

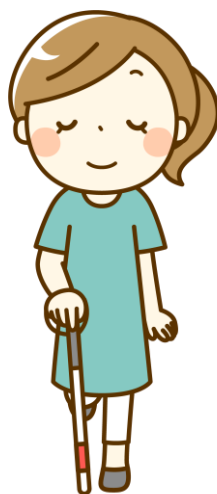
サービス名	主な対象者	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障害支援区分が区分1以上（児童の場合はこれに相当する心身の状態）である者	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者や知的・精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある者であって常時介護が必要な者	自宅での家事や入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者	移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がい等により著しく行動が制限され、常時介護が必要とされる人で障害支援区分3以上の者	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がい者が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等 包括支援	障害支援区分が区分6（障がい児にあっては区分6に相当する支援の度合）に該当する者で、 ①四肢の全てに麻痺等があり寝たきり状態にある障がい者で、 ・ALS患者など、呼吸管理が必要な障がい者 ・最重度の知的障がい者 ②障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者（強度行動障がい等）	常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

## ②サービスの見込量と確保方策

種類		第6期（実績値）			第7期（見込量）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/月	262.6	258	290	300	300	300
	人/月	1	2	4	4	4	4
重度訪問介護	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
同行援護	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
行動援護	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

### 【見込量の考え方】

- 居宅介護は現在4人の利用者がいることから、これらの方が今後も利用を継続すると見込み4名を計上しました。また、1人あたり利用時間は令和5年度の利用実績から300時間/月と見込みました
- 重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援については、第5期、第6期ともに利用実績がなく、利用ニーズもないことから0人とします。



## (2) 日中活動系サービス

### ①サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする人で ①障害支援区分が区分3以上(施設入所は区分4以上) ②50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2以上(施設入所は区分3以上) ③生活介護と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する者であって、障害支援区分が区分4(50歳以上の者は区分3)より低い者で、市町村により利用の組み合わせの必要性が認められた者	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者又は難病対象者	障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所、又は障がい者の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言など身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者	障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所又は障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
宿泊型 自立訓練	自立訓練(生活訓練)の対象者のうち、日中、一般就労や障がい福祉サービスを利用している人で、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後の生活能力等の維持・向上のための訓練等が必要な知的障がい者又は精神障がい者	居室その他の設備を提供し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人	一般企業等への就労を希望する人に、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労選択支援 ※新設	障がい者等のニーズ、特別支援学校卒業生就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を新たに利用する者及び現に利用している者等	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメント(就労系サービス利用意向のある障がい者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理)の手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択を支援する新たなサービスです。

サービス名	主な対象者	サービス内容
就労継続支援 (A型)	企業等に就労することが困難な人であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の障がい者	一般企業等に就労することが困難な障がい者に対して、生産活動などの機会の提供、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行います。(雇用契約あり)
就労継続支援 (B型)	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人や、一定年齢に達している人等であって、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される人等	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対して、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行います。(雇用契約なし)
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人	一般就労に移行した障がい者に対し、相談を通じ就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間提供します。
療養介護	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人で、 ①ALS患者など呼吸管理を行っており障害支援区分が区分6の者 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で障害支援区分5以上の者	病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行います。
短期入所 (福祉型)	障害支援区分が区分1以上の人 障がい児に必要とされる支援の度合いに応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する児童	自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
短期入所 (医療型)	遷延性意識障がい児・障がい者、筋萎縮性側索硬化症(ALS)等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障がい児・障がい者等	



## ②サービスの見込量と確保方策

種類		第6期（実績値）			第7期（見込量）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日/月	294.5	299.8	333	340	360	380
	人/月	15	15	17	17	18	19
自立訓練 （機能訓練）	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 （生活訓練）	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
<b>就労選択支援 ※新設</b>	人/月					1	1
就労移行支援	人日/月	18	6.5	13	14	14	14
	人/月	1	0.5	2	1	1	1
就労継続支援（A型）	人日/月	91.8	132.1	264	340	360	380
	人/月	5	6.5	12	17	18	19
就労継続支援（B型）	人日/月	400.8	359.5	421	460	480	500
	人/月	19	17.8	20	23	24	25
就労定着支援	人/月	2	0	0	0	0	0
療養介護	人/月	3	3	3	3	3	4
短期入所 （福祉型）	人日/月	0	0	8	16	16	16
	人/月	0	0	2	1	1	1
短期入所 （医療型）	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

### 【見込量の考え方】

- 生活介護、療養介護は、国の示す推計方法に基づき利用者数を算出しました。利用日数については第5期、第6期の利用実績平均から見込みました。
- 自立訓練（機能訓練）、就労定着支援、短期入所（医療型）については、第5期、第6期ともに利用実績がなく、利用ニーズもないことから0人とします。また、自立訓練（機能訓練）、就労定着支援については現在、人吉球磨圏域内に実施事業所がありません。
- 自立訓練（生活訓練）については、令和2年度以降利用実績がなく、利用ニーズもないことから0人とします。
- 就労選択支援は、第7期に新設されるサービスでありニーズ等は未知数ですが、障がい者の就労を推進する国の方向性を踏まえ、利用相談があった場合にサービスを提供できる体制を確保する観点から1人を計上します。今後は、人吉球磨圏域外の事業所の利用も含めサービス実施事業所に関する情報収集を行い、サービスが利用可能な体制の確保を目指します。

- 就労移行支援は、利用がない年度もありますが、障がい者の就労を推進する国の方向性を踏まえ、1人を計上します。1人あたり利用日数は、利用実績平均から14日/月とします。
- 就労継続支援（A型）は、新型コロナウイルス感染症の影響により一時利用者数が減少していましたが、近年増加傾向にあります。令和5年度12月現在で12人利用しており新たな利用相談もあることから、増加を見込み17～19人を計上します。1人あたり利用日数は、利用実績平均から20日/月とします。
- 就労継続支援（B型）は、令和5年度12月現在で20人利用しており、障がい者の就労を推進する国の方針を踏まえ、増加を見込み23～25人を計上します。1人あたり利用日数は、利用実績平均から20日/月とします。
- 短期入所（福祉型）は、不定期に利用するサービスであることから月あたりの利用人数・利用日数は月によって変動がありますが、令和5年度の支給対象者数から、1か月あたり1人を計上します。1人あたり利用日数については現在の利用者の利用上限から16日/月とします。
- 短期入所（医療型）は、第5期、第6期の利用実績がないことや、利用対象者が限られていることから0人とします。

### （3）居住系サービス

#### ①サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していただいていた障がい者で一人暮らしを希望する人等	定期的又は必要に応じ利用者の居宅を訪問し、居宅で自立した日常生活を営むための問題の把握と情報提供及び助言・相談、関係機関との連絡調整などの必要な援助を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	障がい者（身体障がい者にあつては、65歳未満の人又は65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある人に限る。）	障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人 (50歳以上の場合は区分3以上) 自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人	施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

## ②サービスの見込量と確保方策

種類		第6期（実績値）			第7期（見込量）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	1
共同生活援助(グループホーム)	人/月	14	14	14	16	18	20
共同生活援助利用者数のうち 重度障がい者※新規	人/月				0	0	0
施設入所支援	人/月	8	8	8	8	8	7

### 【見込量の考え方】

- 自立生活援助については、第5期、第6期に利用実績はなく、人吉球磨圏域内に実施事業所はありませんが、障がい者の地域移行を推進する国の方針を踏まえ、令和8年度に1人を計上し、人吉球磨圏域外の事業所の利用も含め実施事業所の確保を図ります。
- 共同生活援助（グループホーム）については、利用実績は増加傾向であることから、国の示す推計方法に基づき利用の増加を見込みます。今後は、人吉球磨圏域の他市町村と連携し、利用希望に対しての提供事業所の確保に努めます。
- 共同生活援助利用者のうち重度障がい者の利用については、現在、共同生活援助利用者に（強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者、医療的ケアを必要とする者等の利用がないことから、0人としています。
- 施設入所支援については、第5期、第6期計画期間の利用者は減少傾向にあります。国が施設入所者の削減を成果目標とするよう求めていることから、国の方針に基づき最終年度に7人（令和4年度の利用者数8人から1人削減）とします。

## (4) 相談支援

### ①サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
計画相談支援	障がい福祉サービス又は地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用する全ての障がい者 障がい福祉サービスを利用する18歳未満の障がい者	<p>■サービス利用支援 障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。</p> <p>■継続サービス利用支援 サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。</p>
地域移行支援	障がい者支援施設又は児童福祉施設に入所している障がい者 精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障がい者	住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。
地域定着支援	居宅において単身又は家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者	対象となる障がい者と常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。

### ②サービスの見込量と確保方策

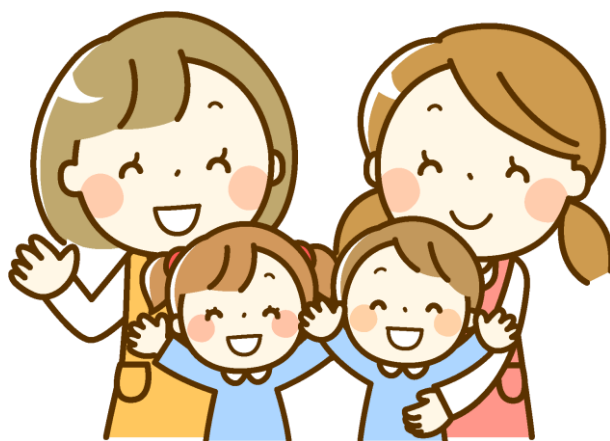
種類		第6期（実績値）			第7期（見込量）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	8.8	9.3	11	10	10	11
地域移行支援	人/月	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0

#### 【見込量の考え方】

- 計画相談支援は、国の示す推計方法に基づき算出しました。各サービスを利用する方が必ず利用するという特性を踏まえ、実施事業所と連携し相談支援の円滑な実施を図ります。
- 地域移行支援は、第5期、第6期計画期間に利用実績はありませんが、精神障がい者の地域移行・定着を目指す国の方針に基づき1人を計上します。
- 地域定着支援は、第5期、第6期計画期間に利用実績がなく、圏域に実施事業所がないことから、0人とします。

### 3 障がい児通所支援等の見込量

サービス名	主な対象者	サービス内容
児童発達支援	未就学の障がい児	未就学の障がい児に対し、児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
放課後等 デイサービス	就学中の障がい児	就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することで障がい児の自立を促進します。
保育所等 訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児	保育所等を訪問し、障がいのある児童が集団生活へ適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重症心身障がい児等の重度の障がい児で、外出が困難な児童	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与及び生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
障害児 相談支援	障がい児通所サービスを希望する児童	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 障害児支援利用援助 障がい児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。</li> <li>■ 継続障害児支援利用援助 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。</li> </ul>



種類		第6期（実績値）			第7期（見込量）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	14.2	9.4	14	14	14	14
	人	4	2.5	4	4	4	4
放課後等デイサービス	人/月	234.7	208.2	185	247	247	247
	人	23	19	19	19	19	19
保育所等訪問支援	人/月	1	0	0	1	1	1
	人	1	0	0	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人	7.7	4.1	5	5	5	5
市町村における医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	0	0	0	0	1

### 【見込量の考え方】

- 児童発達支援は、令和4年度の利用実績は令和3年度以前と比較して減少していますが、療育の重要性を踏まえ、令和3年度以前の実績及び令和5年度の利用者数から4人を計上します。利用日数は、現在の利用実績から合計で14日/月を計上します。
- 放課後等デイサービスは、国の示す推計方法に基づき利用人数を算出しました。1人あたり利用日数は第5期、第6期の利用実績から1人あたり13日/月（利用基準は10日/月）とします。
- 保育所等訪問支援は、月によって利用が増減するサービスですが、第5期、第6期の利用実績及びサービスの性質を踏まえ、利用希望があった場合に適切に対応できるよう1人を計上します。
- 居宅訪問型児童発達支援は、利用実績及び利用相談がなく、圏域に実施事業所もないことから0人とします。
- 障害児相談支援は、年度によって利用人数にばらつきがありますが、各障がい児通所支援を利用する際に必ず利用するというサービスの性質を踏まえ、障がい児通所支援等の利用を希望する方に円滑にサービスを提供できるよう、令和2年度～令和4年度の実績を踏まえ5人を計上します。
- 市町村における医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数は、人吉球磨圏域の市町村共同で1人の設置を行います。

## 4 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業は、障がい者等が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を実施し、障がい者等の福祉の増進を図るとともに、全ての人が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

地域生活支援事業は、必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断によって実施する任意事業によって構成されます。

本町が実施する地域生活支援事業は、以下のとおりです。

名称	実施事業
必須事業	(1) 理解促進研修・啓発事業
	(2) 自発的活動支援事業
	(3) 相談支援事業
	(4) 意思疎通支援事業
	(5) 日常生活用具給付等事業
	(6) 移動支援事業
	(7) 地域活動支援センター事業
	(8) 成年後見制度利用支援事業
	(9) 成年後見制度法人後見支援事業
	(10) 手話奉仕員養成研修事業
任意事業	(1) 日中一時支援事業

## (1) 必須事業

### ①理解促進研修・啓発事業

#### 【サービスの内容】

障がい者等への差別や偏見をなくすため、啓発等を通じて町民が障がい者等への理解を深め、共生社会を実現することを目的とし、研修や広報等の啓発活動を行います。

#### 【サービスの見込量と確保策】

○広報ゆのまえや町ホームページ等で、障がい者差別解消法に基づいた差別解消の取組や障がい者理解について周知・啓発を行います。

	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業回数（回/年）	1	1	1	1	1	1

### ②自発的活動支援事業

#### 【サービスの内容】

障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるように、障がい者やその家族、地域住民等による地域による自発的な取組を支援します。

#### 【サービスの見込量と確保策】

○当事者等の団体がイベントを実施する際に、会場となる施設の提供や人的支援等を行っています。今後も関係団体等による自発的な取組の支援を図ります。

	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
助成回数（回/年）	1	1	1	1	1	1



### ③相談支援事業

#### 【サービスの内容】

障がい者や障がい児の保護者、介護者からの相談に対し、障がいに応じた必要な情報の提供や助言、権利擁護のために必要な援助等を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活、社会生活を営めるようにすることを目的とする事業です。

交付税を財源とし一般的な相談支援を行う「障害者相談支援事業」と、国庫補助の対象となる「基幹相談支援センター等機能強化事業」、「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」からなります。

#### 【サービスの見込量と確保策】

- 一般的な相談を行う障害者相談支援事業については、身体障がい、知的障がい、精神障がいのそれぞれの障がい種について、相談支援専門員を有する指定相談支援事業所3か所に委託して圏域共同で実施します。
- 基幹相談支援センター等機能強化事業については、令和8年度末までの圏域共同での基幹相談支援センターの設置を目標としていることから、本事業の実施方針についても今後圏域にて協議を行います。

#### ■人吉球磨圏域の相談支援事業所

- |                      |           |
|----------------------|-----------|
| ① 相談支援事業所 けやき（人吉市）   | 主たる障がい：身体 |
| ② 相談支援センター うぐいす（人吉市） | 主たる障がい：知的 |
| ③ 地域生活支援センター 翠（人吉市）  | 主たる障がい：精神 |

	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業 実施事業所（箇所）	3	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター等機能強化事業	—	—	—	—	—	圏域にて協議

#### ④成年後見制度利用支援事業

##### 【サービスの内容】

障がい福祉サービスを利用する上で成年後見制度を利用することが有効であると認められる知的障がい者又は精神障がい者で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である障がい者に対し、成年後見制度の利用費用の補助を行い利用を支援することで、障がい者の権利擁護を図る事業です。

##### 【サービスの見込量と確保策】

- 日常生活の支援等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる障がい者に対しては、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図っていきます。
- 第8期計画期間の事業利用はありませんでしたが、利用の希望があった場合に円滑に事業を提供する観点から1人を計上し、提供体制の確保に努めます。

	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/年）	0	0	0	1	1	1

#### ⑤成年後見制度法人後見支援事業

##### 【サービスの内容】

障がい者の権利擁護を図ることを目的として、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見活動を支援する事業です。

##### 【サービスの見込量と確保策】

- 人吉球磨圏域における成年後見制度利用の中心的な機関である人吉球磨成年後見センター（中核機関）へ委託して事業を実施します。

	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

## ⑥意思疎通支援事業

### 【サービスの内容】

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により障がい者とその他の人との意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

### 【サービスの見込量と確保策】

○聴覚障がい者に対し、官公庁その他の公的機関、医療機関など、意思の伝達を行うために派遣が必要な場合は、手話通訳者等の派遣等を行います。

	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 （人/年）	1	1	1	1	1	1

## ⑦日常生活用具給付等事業

### 【サービスの内容】

障がい者（児）や難病患者等で当該用具を必要とする人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行い、日常生活の便宜を図る事業です。

障がいの特性に応じて5種の給付・貸与並びに住宅改修が行われます。

介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットその他の障がい者の身体介護を支援する用具や、障がいのある児童が訓練に用いる椅子等の用具を給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者屋内信号装置など、障がい者の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計など、障がい者の在宅療養を支援するための用具を給付します。
情報・意志疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障がい者の情報収集、伝達や意志疎通を支援する用具を給付します。
排泄管理支援用具	ストマ装具など、障がい者の排せつ管理を支援する衛生用品を給付します。
住宅改修費	手すりの取り付け、床段差の解消等、障がい者の居宅における移動等を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用の一部を助成します。

### 【サービスの見込量と確保策】

○第6期計画期間に利用実績がなく、現在利用相談等もない事業については、0人と見込んでいます。情報・意思疎通支援用具については令和3年度、令和4年度は利用実績はありませんでしたが、現在1人の利用がありさらに1人の利用希望があることから、令和6年度に1人の利用を見込みました。排泄管理支援用具については、第6期計画期間の利用実績から計画値を見込みました。

○在宅の障がい者の日常生活を便宜するにあたり、必要に応じ日常生活の用具を給付します。

	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具 (人/年)	0	0	0	0	0	0
自立生活支援用具 (人/年)	0	0	0	0	0	0
在宅療養等支援用具 (人/年)	0	0	0	0	0	0
情報・意思疎通支援 用具(人/年)	0	0	1	1	0	0
排泄管理支援用具 (人/年)	13	12	13	12	12	12
居住生活動作補助用具 (住宅改修費)(人/年)	0	0	0	0	0	0

### ⑧手話奉仕員養成研修事業

#### 【サービスの内容】

手話で日常会話を行うのに必要な手話言語及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにする事業です。

#### 【サービスの見込量と確保策】

○聴覚障がい者等の社会参加の促進、また、意思決定を支援していくため、手話奉仕員を養成します。

○人吉球磨圏域共同で手話奉仕員養成研修を実施します。

	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修受講者数 (人/年)	0	0	0	0	0	1

## ⑨移動支援事業

### 【サービスの内容】

身体、知的、精神等の障がいにより外出時の移動が困難な人に対し、外出の際の移動の支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ります。

### 【サービスの見込量と確保策】

○現在の登録者数から今後の登録者数を見込みました。

○実施事業所と連携し、利用希望者に対し適切にサービスを実施します。

	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録者数（人/年）	3	3	3	3	3	3

## ⑩地域活動支援センター

### 【サービスの内容】

障がい者等が通所し、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実・強化することで、障がい者等の地域生活支援の促進を図る事業です。

地域活動支援センターは、以下の3種類の事業形態があります。

### ■事業形態

I型	相談事業や専門職員（精神保健福祉士等）の配置による福祉及び地域社会の基盤との連携強化、地域ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施します。
II型	地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
III型	地域の障がい者団体等が運営する、運営年数及び実利用人員が一定数以上の通所による援護事業などに対する支援を充実します。

### 【サービスの見込量と確保策】

○地域活動支援センターI型（1か所）について、圏域共同で委託して実施します。今後も地域活動支援センターの機能強化と利用ニーズの掘り起こしを図り、障がい者等の日中活動の場の提供に努めます。

○現在の利用者数から今後の利用者数を見込みました。

	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数(人/年)	5	5	4	3	3	3

## (2) 任意事業

### ①日中一時支援事業

#### 【サービスの内容】

障がい者等の日中における活動の場を確保し、本人の活動支援や障がい者等の家族の就労支援、障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とした事業です。

#### 【サービスの見込量と確保策】

○現在の登録者数から今後の登録者数を見込みました。

○実施事業所と連携し、利用希望者に対し適切にサービスを実施します。

	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録者数（人/年）	1	3	3	3	3	3



## 第6章 計画の推進体制

### 1 計画の推進体制

#### (1) 町内の体制

本計画を推進するためには、保健・医療・福祉・教育・地域など、さまざまな分野からの支援及び関係機関の連携が必要となります。

庁内においては保健福祉課が中心となり教育、地域、交通等の障がい者の生活の多様な分野の関係課と連携し計画を推進します。

地域においては、社会福祉協議会、障がい福祉サービス事業所、障がい者の当事者会や家族会、民生委員・児童委員等の様々な主体と連携し、障がい福祉サービス等の適切な提供や、障がい者の地域の見守り、障がい者が抱える課題の解決等に取り組みます。

また、障がい者が地域で安心して生活し積極的に地域に参加するためには、サービスのみならず、地域環境の整備も重要となります。町民に向けた障がい者理解のための啓発活動等に努めるとともに、障がい者団体やその他の地域の団体等の自主的・積極的な活動を促進し、障がい者が安心して生活・活動しやすいまちづくりに努めます。

#### (2) 人吉球磨圏域との連携

人吉球磨圏域は、事業者等によるネットワークの構築及び圏域内の障がい者へのサービス提供、地域生活支援拠点の整備をはじめとする障害福祉計画の成果目標に係る取組など、障がい者福祉の充実に向けて圏域全体で取り組んでいる事項が多く存在します。

「人吉球磨障がい者総合支援協議会」を中心とし、人吉球磨圏域のネットワークを活用し圏域の障がい者福祉の基盤の充実や、町内の障がい者が圏域のサービス実施事業所を利用しやすい環境の整備に努めます。

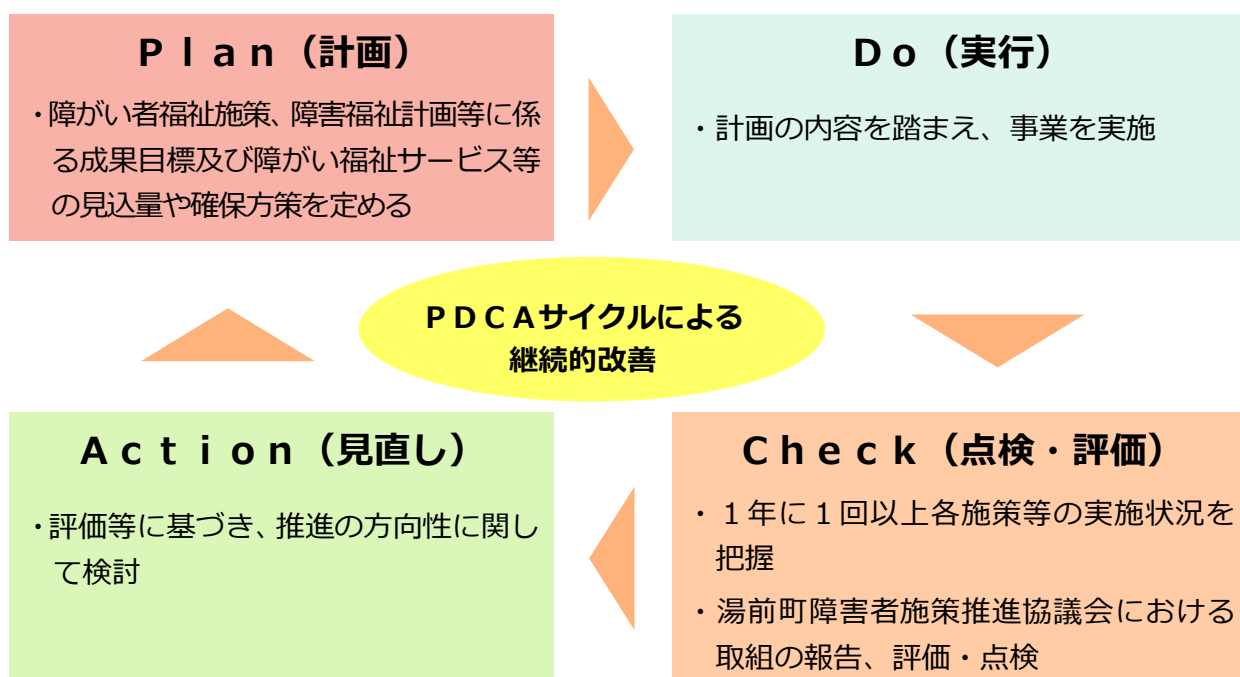
## 2 計画の評価と見直し

市町村障害者計画策定指針では、市町村は計画の実施状況について、定期的に調査、把握することとされています。

また、障害福祉計画については、障害者総合支援法において、計画に定める事項について定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは計画を変更することその他の必要な措置を講ずること（PDCAサイクル）とされています。

本町ではPDCAサイクルを用いて、障害福祉計画及び障害児福祉計画の成果目標及び活動指標について、少なくとも1年に1回その実績を把握し、町全体の動向や関連施策の状況も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認める場合は、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

また、障がい者施策についても、その進捗状況や町内障がい者の課題について調査、把握に努め、施策の見直しにつなげます。





# 資料編

## 1 湯前町障害者施策推進協議会設置要綱等

○湯前町障害者施策推進協議会設置条例  
(平成18年6月26日条例第19号)

(目的)

第1条 この条例は、障害者基本法(昭和45年法律第84号。以下この条において「法」という。)第26条第4項の規定に基づき、湯前町障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置し、かつ、法第26条第3項の規定により協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

[障害者基本法(昭和45年法律第84号。以下この条において「法」という。)第26条第4項] [法第26条第3項]

(組織)

第2条 協議会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから町長が任命する。

- (1) 障害者
- (2) 障害者の家族
- (3) 医療機関関係者
- (4) 福祉団体等関係者
- (5) 区長
- (6) ボランティア団体関係者
- (7) その他町長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が期中であっても、前条第2項の任命の要件を欠くに至ったときは、委員の職を失うものとする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会議では会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めのあるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 湯前町障害者推進協議会委員名簿

番号	推薦機関・団体等	氏名	会長・副会長
1	障害者・町身障協会長	山口 洋史	
2	障害者身体障害者相談員	松本 亘	
3	ボランティア団体関係者	地内 豊子	
4	障害者の家族	東 理絵	副会長
5	医療機関関係者	興野 康也	
6	福祉団体等関係者	黒崎 昌三	
7	福祉団体等関係者	黒木 梨香	
8	区長	中武 義秋	
9	ボランティア団体等関係者	谷川 好子	会長

任期：令和4年3月18日から令和6年3月18日まで

### ■事務局出席者名簿

役職	氏名	備考
湯前町 保健福祉課 課長	高木 堅介	
湯前町 保健福祉課 係長	山口 真子	
湯前町 保健福祉課 参事	岩本 好美	
湯前町 保健福祉課 主事	今井 笑里	

### 3 用語集

あ  
行

#### アクセシビリティ

年齢や障がいの有無に関係なく、だれもが情報や製品、建物、サービス等を支障なく利用できること。

#### 一般就労

障がい者が、一般企業などで労働契約を結んで就業、在宅就労、または自ら起業すること。これに対し、一般企業等に雇用されることが困難な障がい者に対し、雇用契約を結ばず、就労継続支援（B型）などで福祉の一環として就労の機会を提供することを福祉的就労という。

#### 医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童。

#### 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者等に関わる相談支援を総合的に行うことを目的とする機関。市区町村またはその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができる。

#### 共生社会

全ての人が、年齢や性別、国籍、障がいの有無等によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら生活することのできる社会。

#### 強度行動障がい

自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態。

#### グループホーム

共同生活を行う住居で、主として夜間に、相談、入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を提供するもの。

#### 高次脳機能障がい

交通事故やスポーツ事故等による頭部外傷や脳血管障がい等の疾病等によって脳に損傷を受け、後遺症として記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどの認知障がいが生じることにより、日常生活及び社会生活に制約が生じる障がい。高次脳機能障がい者は、精神障がい者に含まれるものとして、障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている。

か  
行

## 指定難病

難病（発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない、希少な疾患であって、長期の療養を必要とするもの）のうち、一定の要件に基づき厚生労働省が指定する疾病。障害者総合支援法の対象となる。令和6年4月現在で341の疾病が指定難病として指定されている。

## 児童発達支援

療育等が必要な就学していない障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うもの。

## 児童発達支援センター

地域の障がいのある子どもを通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への対応のため訓練を行う施設。

## 重症心身障がい

重度の身体障がい（肢体不自由）と重度の知的障がい重複している状態。その状態にある者を重症心身障がい者（児）という。

## 就労移行支援

か 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上の  
行 ために必要な訓練を行うとともに、就労移行に向けた支援等を行うもの。

## 就労継続支援

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うもの。A型とB型があり、A型では、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び給与の支払いが行われるが、B型では、雇用契約の締結等を伴わない就労の機会の提供及び工賃の支払いが行われる。

## 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面に課題が生じている人に対して、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行うもの。

## 障害支援区分

障がいの程度（重さ）ではなく、障がい者等の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの。身体介護や日常生活における支援の状況、行動障がいの状況等80項目について調査を行い、コンピューターによる一次判定を行い、審査会において審査判定される。障がい福祉サービスの必要性を明らかにするために用いられ、市区町村は、介護給付の申請があった場合にこの区分に関する審査に基づき、判定を行う。「区分1」から「区分6」の6区分が定められている。

## 障害者虐待防止法

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の通称。障がい者に関する虐待の禁止、障がい者虐待の予防、早期発見、虐待を受けた障がい者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援等を定めることによって、障がい者の権利利益の擁護に資することを目的としている。

## 障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の通称。障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、行政機関及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としている。

## 障害者就業・生活支援センター

障がい者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障がい者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行い、障がい者の雇用の促進及び安定を図ることを目的に設置されている機関。

## 障害福祉計画

障がい者等がその有する能力及び適性に応じて自立した日常生活・社会生活を送れるよう、数値目標及び目標達成のための方策、障がい福祉サービス等の必要量の見込み及びそれを確保するための供給体制等について定める計画。

さ  
行

## 情報アクセシビリティ

障がい者等が円滑に情報を取得・利用したり、他人との意思疎通を図ることができるようにしたりするため、情報通信機器、ソフトウェア、及びこれらによって実現されるサービスを支障なく操作又は利用できる機能を備えること。

## 自立支援協議会

障がい者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障がい者等及びその家族並びに障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会。

## 身体障がい

身体機能に何らかの障がいがあり、日常生活に制約がある状態。身体障害者福祉法により、視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能の障がい、肢体不自由などに分類されている。

## 身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める障がい程度に該当すると証明するもので、本人（15歳未満は、その保護者）の申請に基づいて交付され、手帳所持者は各種のサービスを受けられる。

### 精神障がい

統合失調症、気分障がい（うつ病など）等のさまざまな精神疾患により、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態。

### 精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障がいの状態にあることを証明するもので、手帳所持者に対し、精神障がい者の自立と社会参加の促進を図るための様々な支援策が講じられている。手帳の有効期間は2年で、等級は精神疾患の状態と能力障がいの状態の両面から総合的に判断される。

### 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人を保護するため、本人の権利を守る者（成年後見人等）を選任する制度。

### 相談支援事業所

障がい者等の福祉に関する問題について、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行う事業所。

### 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、障がい者を短期間施設に宿泊を伴う入所をさせ、入浴、排せつ、食事の介護などを行うもの。

### 地域移行

障がい者が入所施設や精神科病院等から地域での生活に移行すること。

### 地域活動支援センター

障がい者を対象とする通所施設の一つ。地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与し、障がい者の自立した地域生活を支援する。実施主体である各市町村の判断により地域の特性や利用者の個々のニーズや置かれた状況に応じ、柔軟な形態で支援を実施する。

### 地域生活支援拠点等

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を整備した場所・体制。

### 地域生活支援事業

障がい者が基本的人権を享受する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村や都道府県が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により計画的に実施する事業。

## 地域相談支援

障がい者の地域生活への移行と継続を支える障がい福祉サービス。障がい者支援施設等や精神科病院に入所・入院している障がい者が地域での生活に移行するための支援を行う「地域移行支援」、居宅において単身等で生活する障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談・訪問などの支援を行う「地域定着支援」で構成されている。

## 地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステム。

## た 行

### 知的障がい

知的機能の障がいが発達期（おおむね 18 歳まで）にあらわれ、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいう。

### 特別支援学級

小中学校等において、障がいのある児童生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服することを目的に設置される学級。

### 特別支援学校

障がいのある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。

## 内部障がい

体の内部（心臓、腎臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、H I Vによる免疫の各機能）に障がいのある状態。

## 日常生活用具

## な 行

重度障がい者等が在宅で日常生活を送るために必要なコミュニケーション支援機器や歩行支援等の用具。地域生活支援事業の日常生活用具給付等事業では、特殊寝台、入浴補助用具、ストーマ装具等の 6 種目で、障がい者等が安全かつ容易に使用できるものなどの要件を満たす用具の給付又は貸与を行っている。

## ノーマライゼーション

「正常化、正規化」という意味を持つ。障がい者福祉においては、障がいの有無や年齢、立場に関わりなく社会に参加できることを意味する。



## 発達障がい

生まれつきみられる脳の働き方の違いにより言語や運動能力、社会生活に適応する上で必要な能力の獲得に困難がある状態。発達障害者支援法上の定義では、自閉症、アスペルガー症候群その他広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい（ADHD）その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定されている。

## バリアフリー

障がい者や高齢者が社会に参加する上で障壁（バリア）となるものを取り除くこと。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられている。

## ピアサポーター

自ら障がいや疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障がいや疾病のある人への支援を行う人。

## ペアレントトレーニング

は  
行

子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得することを旨とする。専門家による療育場面でのトレーニングだけでなく、親が日常生活で子どもに適切に関わることができるようになることで、子どもの行動改善や発達促進が期待される。

## ペアレントプログラム

ペアレントトレーニングの前段階の基本プログラムとして位置づけられ、保護者が子どもの行動そのものをきちんと捉えられるようになることを目標とする。

## ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指す。同じような発達障がいのある子どもを持つ親に対して、共感的な支援を行い、情報提供や体験談を話すことで、家族の立場からしかできない支援効果が期待される。

## 放課後等デイサービス

就学している障がい児に対し、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行うもの。

## 補装具

身体上の障がいを補って、日常生活や社会生活をしやすくするための器具のこと。義手、義足、つえ、歩行器、義眼、補聴器、車椅子などがある。

## ユニバーサルデザイン

施設や製品等について、誰にとっても利用しやすいデザインにするという考え方。

や  
行

## 要約筆記

難聴や聴覚障がいのある人に紙面やOHP、パソコンなどを使い、相手の話や会議等の内容の要旨をその場で文字化して情報を伝える支援方法。要約筆記を行う者を要約筆記者といい、各都道府県等で養成プログラムが行われている。

## ライフステージ

乳幼児期、学齢期、青年期、壮年期、高齢期などの生涯のそれぞれの段階。

## 療育

障がい児の発達を促し、自立して生活できるように援助すること。

ら  
行

## 療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障がいがあると判定された者に交付される手帳。手帳所持者は、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスや、各自治体や民間事業者が提供するサービスを受けることができる。療育手帳制度は、各都道府県（政令指定都市を含む）において判定基準等の運営方法を定めて実施されている。

## SDGs

英  
数字

「Sustainable Development Goals」の略称であり、「持続可能な開発目標」と訳される。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すことを理念として設定された17の目標と232の指標からなり、2015年に国連総会で採択され、国、地方自治体、企業等の全ての国や関係者の役割を重視し推進することとされている。

湯前町第6期障害者計画及び  
第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画

令和6年3月

発行 湯前町 保健福祉課

〒868-6021

熊本県球磨郡湯前町1984番地

TEL:0996-43-4112